7 年度 介護サービス事業者一般監査提出資料 令和 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護) 自主点検表

指導監査を行う 施設名及び所在地				
法人名				
法人本部のある 施設名及び所在地				
記入者	職名		氏名	
連絡先	電話番号	FAX番号	е メール	
記入年月日	令和	年	月	日

川越市福祉部指導監査課

電話番号:049-224-6237 e-mail:shidokansa★city. kawagoe. lg. jp (@部分を「★」と表示しています。メールをする際は「★」を「@」に置き換えてください。)

自主点検表の作成について

趣旨

~ □ 日本は適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備

及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。 そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等運営指導マニュアル 等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機 的な連携を図ることとしました。

実施方法

- (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。 (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。
- (4) 「はい・いいえ」等の判定については、該当する選択肢をドロップダウンリストから選択するか、○で囲ってください。 (5) 「記入欄及び点検のポイント」欄において、矢印(⇒)について必要事項を記入してください。
- 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入し てください。
- 介護予防短期入所生活介護の指定を受けている事業所は、第2も点検してください(ユニット型を除く)。
- (介護予防) ユニット型指定短期入所生活介護の指定を受けている事業者は、第1-2の人員・第1-4の運営に関する基準 (13、16、19、23、27、28、30を除く)、第3~6について点検してください。

根拠法令・参考資料の名称

この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、以下のとおりです。

略称	名 称
法	介護保険法(平成9年法律第123号)
施行令	介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
施行規則	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
平24条例46	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24年12月21日条例第46号)
平24条例47	川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年12月21日条例第47号)
平25規則34	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (平成25年3月29日規則第34号)
平25規則35	川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年3月29日規則第35号)
平11厚令37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日厚生省令第37号)
平18厚労令35	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35 号)
平11老企25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日 老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
平13老発155	「身体拘束ゼロ作戦」の推進について(平成13年4月6日老発第155号厚生労働省老健局長通知)

消防法	消防法(昭和23年7月24日法律第186号)
消防法施行令	消防法施行令(昭和36年3月25日政令第37号)
社施第107号	社会福祉施設における防火安全対策の強化について (昭和62年9月18日社施第一〇七号厚生 省社会・児童家庭局長連名通知)
平成24年8月7日川指監発第117 号·平成25年3月21日川指監発第 346号川越市福祉部長通知	入浴介助における安全確保の徹底について(平成24年8月7日川指監発第117号川越市福祉部 長通知) 入浴介助における安全確保の徹底について(平成25年3月21日川指監発第346号川越市福祉部 長通知)
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年11月9日法律第 124号)
平12厚告19	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19 号)
平12老企40	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
平18厚労告127	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平12厚告27	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
平12厚告29	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (平成12年2月10日厚生省告示第29号)
平27厚労告94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 (平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
平27厚労告95	厚生労働大臣が定める基準 (平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
平27厚労告96	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
社福・介福法	社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年5月26日法律第30号)
社福・介福規則	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年12月15日厚生省令第49号)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
 第1-1 基本方針(短期入所生活が	<u>.</u> }護)		
1 基本方針 (1) 基本方針 (1) 短期入所生活介護の事業ははは、表対所生活介護の事場合能力能を表すれて立てものでは、の日常生活をの日常生活浴のの目にならが、しているのでは、まるのでは、	はい・いいえ		平25規則34第120条 (平11厚令37第120条)
第1-2 人員に関する基準(短期 <i>)</i>	L \所生活介護)		
1 基本的事項(用語の定義)		○ 「常勤換算方法」(用語の定義) 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務でき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤的間数は、当該事業所の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務逐時間数は、当該事業所の相定に係る事業のサービスに後事する對介護の指定を重複して受ける場合である。 指定を重複して受ける場合である。 指述用具質与社田用具質与社田用具質的問題には、福祉用具質的問題には、福祉用具務時間だけを算入することととなるものです。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確置しととなるも不同でする法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「房性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護を常等6号。以下「今性健康管理措置人という。)第23条第1項、君法律等16号。以下「育児、介護体業法」という。)第23条第1項、書等第3項又は家族介護を行う労働時間の短縮等の措置者しくは厚生分とは家24条に規定する所定労働時間の短縮等の方とは原ライン「常生のであるが、常期の能力を対象が対象をであるが対象をである。 「事業場における治療と仕事の両立支援の方の筋結置」以下「う。)が講じられている場合、30時間の短縮等の措置がある。 「事業場における治療と大きの所定労働時間の短縮に当たり、「市場の定分・の計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。 「常勤」(用語の定義)当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められてい	平11老企25第2・2(1)
		国談事業所において定場合は週32かられる関数の従業者が勤務すべき時間数で週32か時間を下回る場合は週32時間を下回る場合は週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする)に達していることをいうものです。ただし、母性康管理措置又は育児、介護なご治療のための所定労働時間の短縮ない体制が書業所として整っている場合は、例外とを可能としてできます。時間数を30時間としま東所に後設立と時間との事業者に近路をである場合では、例外とを可能をである場合では、例外とを可能をである場合では、例外とを可能をであるでは、例外とを可能をである。)とがある場合は、例外とを可能をである。と前にの事業者に近路をである事業。ただであるであるの事業者に近路をである。との職務で支合計である。との職務で支合計である。との職務で支合計である。との職務で支合計である。との職務で支合計である。との事業者が時間の要件を対している場合が、1の事業者が所の職務でである。ととにより、表表を開発を表表が、対している場合は、1の事業者が開発を表表が、対している場合、短期入所生活介養は、1の事業者が展現している場合、従事事業所の管理者を持ている場合、従事事業がの管理者を持ている場合、である場合、での勤務時間の合計が所定の時間に達している場合、、従事界が設定を持ている場合を、で管理措置、は、1の事業のの事業を有ります。とにより、人員基準を満たするとの非常勤の従事者を常動の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たす。	平11老企25第2・2(3)
		○ 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」(用語の定義) 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職 務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間 帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであ り、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。	平11老企25第2・2(4)
2、甘木的亩石(兴脉吐眼~竺		〇 利用者の数 利用者の数は、前年度の平均値とします(前年度の全利用者数等 の延数を当該前年度の日数で除して得た数とし、小数点第2位以下 を切り上げる)。ただし、新規に指定を受けた場合は、推定数によ ります。	平11老企25第2・2(5)
2 基本的事項(労働時間の管理) (1) 分業員の労働時間(地業・約	1415 1515		学働時間の済まれ 押
(1) 従業員の労働時間(始業・終業時刻)は、次のいずれかの方法により適正に把握されていますか。	はい・いいえ	○ ①、②によらず、自己申告制により労働時間を把握せざるを得ない場合は「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」4(3)に定める措置を講じる必要があります。	労働時間の適正な把拠のための使用者が講ってき措置に関するガイドライン(平成29年120日付け基発0120第3

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
① 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録 ② タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等のを観的な記録をとして確認し、適正に記録		〇 労働時間の記録(出勤簿、タイムカード等)は、5年間保存しなければなりません。	号) 労働基準法第109条
3 医師 (1) 医師を1以上配置しています か。	はい・いいえ		平24条例46第47条第1項 第1号 (平11厚令37第121条第 1項第1号)
4 生活相談員 (1) 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上の生活相談員を配置していますか。	はい・いいえ	○ 生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとしています。 ① 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ア 大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 イ 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 ウ 社会福祉士 エ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 オ アからエと同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者) ② これと同等以上の能力を有すると認められる者(市では、介護技事す)	平24条例46第47条第1項 第2号 (平11厚令37第121条第 1項第2号) 平11老企25第3·8· 1(2)
(2) 生活相談員のうち1人以上を 常勤としていますか。	はい・いいえ	ています) 〇 利用定員が20人未満である併設事業所の場合は、この限りではありません。	平24条例46第47条第5項 (平11厚令37第121条第 5項)
5 介護職員又は看護職員 (1) 常勤換算方法で、利用者の数 が3人又はその端数を増すご とに1以上の介護職員又は看 護職員を配置していますか。	はい・いいえ	看護職員は、次のいずれかの資格を有している者をいいます。 ① 看護師 ② 准看護師	平24条例46第47条第1項 第3号 (平11厚令37第121条第 1項第3号)
(2) 介護職員又は看護職員のそれ ぞれのうち1人以上を常勤と していますか。	はい・いいえ	O 利用定員が20人未満である併設事業所の場合は、この限りではありません。	平24条例46第47条第5項 (平11厚令37第121条第 5項)
(3) 看護職員を配置しなかった状態像に応じた事事をは、病院によりは、病院によりには、病院によりでは、病院にありた。 (3) は一次のでは、病院にあって必ずが、ないのでは、が、のでは、ない	はい・いいえ	○ 「密接な連携」とは、以下のいずれも満たしている場合のことをいいます。 ① 病院等の看護職員が必要に応じて利用者の健康状態の確認を行っていること。 ② 病院等において、指定短期入所生活介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などが確保されていること。また、病院等からの適切な指示等を受けることができる体制が確保されていること。 ③ 病院等及び指定短期入所生活介護事業所において、連携を行う看護職員が十分な休憩時間を確保できるよう徹底していること。	平24条例46第47条第6項 (平11厚令37第121条第 6項) 平11老企25第3·8· 1(3)
6 栄養士又は管理栄養士 (1) 栄養士又は管理栄養士を1以 上配置していますか。	はい・いいえ	O 利用定員数が40人を超えない短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができます。	平24条例46第47条第1項 第4号 (平11厚令37第121条第 1項第4号) 平11老企25第3・8・ 1(5)
7 機能訓練指導員 (1)機能訓練指導員を1以上配置 していますか。	はい・いいえ	○ 機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有している必要があります。 ① 理学療法士 ② 作業聴党士 ④ 看護職員 ⑤ 柔道整復師 ⑥ あん摩マッサージ指圧師 ⑦ はり師 ⑧ きゅう師 ○ はり師 ○ はりのできゅうがについては、理学療法士、作業療法士、言語 聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格 を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導 に従事した経験を有する者に限ります。	平24条例46第47条第1項 第5号 (平11厚令37第121条第 1項第5号) 平11老企25第3・8・ 1(4)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		○ 利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能 訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して 行っても差し支えありません。	
8 調理員その他の従業者 (1) 当該事業所の実情に応じた適 当数を配置していますか。	はい・いいえ		平24条例46第47条第1項 第6号 (平11厚令37第121条第 1項第6号)
9 併設事業所の場合の従業者の 員数 (1) 特別養護老人ホーム等に併設 される事業所であって、当該 特別養護老人ホーム等と一体 的に運営が行われるものにつ いては、老人福祉法、医療法	はい・いいえ	○ 「特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われる」とは、併設本体施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて短期入所生活介護を提供できる場合です。 ○ 医師、栄養士又は管理栄養士及び機能訓練指導員については、併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障を	平24条例46第47条第4項 (平11厚令37第121条第 4項) 平11老企25第3・8・ 1(1)②
又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる等として必要とされる数の従業者に加えて、3〜8に掲げる短期入所生活介護従業者を確保していますか。		来さない場合は兼務させて差し支えありません。 生活相談員、介護職員及び看護職員の員数については、併設されているのが特別養護老人ホームである場合には、特別養護老人ホームとして確保すべき員数と短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、特別養護老人ホームの入所者と併設事業所の利用者数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とします。また、併設されているのが特別養護老人ホームでない場合も、従業者の員数の計算上、特別養護老人ホームの場合と同様の端数処理を行うことができるものとします。	
1 O 管理者 (1) 事業所ごとに専らその職務に 従事する常勤の管理者を置い ていますか。	はい・いいえ	O ただし、次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ① 当該事業所で短期入所生活介護従業者としての職務に従事する場合	平24条例46第48条 (平11厚令37第122条) 平11老企25第3・8・ 1(6)
		② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合にが事業所、施設短期入所生活介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時から遺切に把握できたきに、資本の一元的な管理・指揮者又は従業者としての職務には関いる場合の一元的な管理・指導できた。	
第1-3 設備に関する基準(短期入	、所生活介護)		1
1 利用定員等 (1) 短期入所生活介護事業所は、 その利用定員を20人以上と し、短期入所生活介護の事業 の専用の居室を設けています か。	はい・いいえ	O 併設事業所の場合にあっては、利用定員を20人未満とすることができます。	平24条例46第49条第1項 (平11厚令37第123条第 1項) 平24条例46第49条第2項 (平11厚令37第123条第 2項)
2 建物 (1) 短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く)は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物となっていますか。	はい・いいえ	次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての短期入所生活介護事業所の建物にあっては、建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物とすることができます。 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。	平25規則34第121条第1項 (平11厚令37第124条第 1項)
		② 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長)又は消防署長と相談の上、第138条において準用する第89条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ 第138条において準用する第89条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。 ○ 市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意	平25規則34第121条第2
		日	項 (平11厚令37第124条第 2項)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有かった。 選難路の確保等により、円滑な避難が可能なものであることを等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであることをにより、火災の際の円滑な壁が確保されている」と認めるときについては、次の点を考慮して判断されている」と認めるときについては、次の点を考慮して判断されているいものについても、一定の配慮措置が講じられていること。 ④ 日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされているよと。 ⑤ 管理者は、当該特定施設の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。 ④ 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該特定施設の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。	平11老企25第3·8· 2(3)
3 設備及び備品等 (1) 事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、サービスを提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。	はい・いいえ	○ 同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより当該社会福祉施設等及び当該事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができます。 ○ 併設事業所の場合にあっては、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運用が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び本	平25規則34第121条第項 (平11厚令37第124条 3項) 平25規則34第121条第 項 (平11厚令37第124条 4項)
(機定 (機定 (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で)		が発生の人である。 体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、本体施設 の左記設備(居室を除く)を短期入所生活介護事業の用に供することができるものとします。	
(2) 居室は、次の基準を満たしていますか。 ① 1の居室の定員は、4人以下とすること。 ② 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。 ③ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。	はい・いいえ		平24条例46第50条 平25規則34第121条第 項第1号 (平11厚令37第124条 6項第1号)
(3) 食堂をは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	はい・いいえ	〇 平成12年4月1日に現に存する老人短期入所事業の用に供する施設又は老人短期入所施設(基本的な設備が完成されているものを含み、平成12年4月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、(2)及び(3)の①並びに4の(1)~(5)等の規定は適用されません。	平25規則34第121条第 項第2号 (平11厚令37第124条 6項第2号) 平11厚令37附則第3条
(4) 浴室は、要介護者が入浴する のに適したものとなっていま すか。	はい・いいえ		平25規則34第121条第 項第3号 (平11厚令37第124条 6項第3号)
(5) 便所は、要介護者が使用する のに適したものとなっていま すか。	はい・いいえ		平25規則34第121条第項第4号 (平11厚令37第124条

	自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(6)	洗面設備は、要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。	はい・いいえ	○ 便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮してください。	平25規則34第121条第6 項第5号 (平11厚令37第124条第 6項第5号) 平11老企25第3·8· 2(5)
	構造等 廊下の幅は、1.8メートル以上 となっていますか。ただし、 中廊下の幅は2.7メートル以上 となっていますか。	はい・いいえ	○ 廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものです。なお「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいいます。	平25規則34第121条第7 項第1号 (平11厚令37第124条第 7項第1号) 平11老企25第3・8・ 2(6)
(2)	廊下、便所その他必要な場所 に常夜灯を設けていますか。	はい・いいえ		平25規則34第121条第7 項第2号 (平11厚令37第124条第 7項第2号)
(3)	階段の傾斜を緩やかにしてい ますか。	はい・いいえ		平25規則34第121条第7 項第3号 (平11厚令37第124条第 7項第3号)
(4)	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。	はい・いいえ		平25規則34第121条第7 項第4号 (平11厚令37第124条第 7項第4号)
(5)	居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けていますか。(ただし、エレベーターを設けるときは、この限りではありません。)	はい・いいえ		平25規則34第121条第7項第5号 (平11厚令37第124条第 7項第5号)
(6)	傾斜路は、利用者の歩行及び 輸送車、車椅子等の昇降並び に災害発生時の避難、救出に 支障がないようその傾斜を緩 やかにし、表面は、粗面又は 滑りにくい材料で仕上げたも のとなっていますか。	はい・いいえ		平11老企25第3·8· 2(7)
(7)	調理室には、食器、調理器具 等を消毒する設備、食器、食 品等を清潔に保管する設備並 びに防虫及び防鼠の設備を設 けていますか。	はい・いいえ		平11老企25第3・8・ 2(8)
(8)	汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有していますか。	はい・いいえ		平11老企25第3·8· 2(9)
(9)	焼却炉、浄化槽その他の汚物 処理設備及び便槽を設ける場 合には、居室、静養室、食堂 及び調理室から相当の距離を 隔てて設けていますか。	はい・いいえ		平11老企25 第3·8·2(10)
1 -	- 4 運営に関する基準(短期入	所生活介護)		1
1	内容及び手続の説明及び同意			
(1)	あかじめ、対し、 利し、生活では、 利し、生活では、 利し、生活では、 利し、生活では、 利し、生活では、 利し、生活では、 利し、生活では、 利し、生活では、 利の家族に対入所制そのの選事・ は、 ののといったのでは、 ののといったのでは、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	はい・いいえ	○ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ① 運営規程の概要 ② 短期入所生活介護従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等 ・ サービスの内容及び利用期間等についての同意については、書面によって確認することが望ましいです。 ○ 電磁的方法による重要事項の提供等 ① 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該入開申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方	平24条例46第51条 (平11厚令37第125条第 1項) 平11老企25第3・8・3(1 平25規則34第221条(準 用第6条) 平11厚令37第8条第2項

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		ー 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの	
		イ 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族 の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じ て送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた ファイルに記録する方法	
		ファイルに記録する方法 ロ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法に表る提供を与る旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにそ	
		の旨を記録する方法) 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもっ	
		て調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ② ①に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければな	
		りません。 ③ ①の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機 と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信 回線で接続した電子情報処理組織をいいます。	
		④ ①の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、 当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的 方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得な ければなりません。	
		一 ①に規定する方法のうち事業者が使用するものニ ファイルへの記録の方式⑤ ④の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族	
		から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要 事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。 ただし、当該利用申込者又はその家族が再び④の規定による承諾を した場合は、この限りではありません。	
2 短期入所生活介護の開始及び 終了			
(1) 利用者の心身の状況により、 若しくは、その家族の独にとり、 若しくは、その家族の理由に り、又は利用者の家族の野族の身体 的及び精神的な負担の軽減等 を図るために、一時的に居っ において日常生活を営い、 支障がある者を提供していますか	はい・いいえ		平25規則34第123条 (平11厚令37第126条)
(2) 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との接続により、短期入所生活介護の提供の開始前から終続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。	はい・いいえ		平25規則34第123条 (平11厚令37第126条)
3 提供拒否の禁止 (1) 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。	はい・いいえ	〇 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否して はいけません。	平24条例46第54条(準用第7条) (平11厚令37第140条 (準用第9条))
4 サービス提供困難時の対応 (1) 通常の事業の実施地域等を勘 裏し、利用申込者に対し、 多適切困難で利用申込ると認むに 会とが、当該を選者への連 名により、 選当な他の短期入所生の 所生の 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	はい・いいえ・該当なし		平25規則34第138条 (注用第7条) (平11厚令37第140条 (準用第10条)) 準用 (平11老企25第3 1・3(4))
5 受給資格等の確認 (1) サービスの提供を求められた 場合は、その者の提示する被 保険者証によって、被保険者 資格、要介護認定の有無及び 要介護認定の有効期間を確か めていますか。	はい・いいえ		平25規則34第138条(注 用第8条) (平11厚令37第140条 (準用第11条))

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(2) 被保険者証に、認定審査会の 意見が記載されているとき は、当該認定審査会意見に配 慮して、サービスを提供する ように努めていますか。	はい・いいえ・該当なし		平25規則34第138条 (準 用第8条) (平11厚令37第140条 (準用第11条))
6 要介護認定の申請に係る援助 (1) サービスの提供の開始にいい、要介護認定を受けては、 人ででは、一般では、一般では、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 の	はい・いいえ・該当なし		平25規則34第138条 (準用第9条) (平11厚令37第140条 (準用第12条))
(2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし		平25規則34第138条(準 用第9条) (平11厚令37第140条 (準用第12条))
7 心身の状況等の把握 (1) サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開を直じて、利用者の心身の状況、その置称している環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか	はい・いいえ		平25規則34第138条 (準用第10条) (平11厚令37第140条 (準用第13条))
8 (1) に対している。 ののに出ている。 のの性が高くないはでは、 に対している。 に対している。 に対している。 に対している。 に対している。 に対している。 に対している。 に対している。 に対している。 に対している。 に対している。 に対している。 に対している。 に対している。 に対している。 に対している。 にが、者のに出のス旨、ををしている。 にが、者のに出のス旨、をにいる。 ののに出の、こま事それでにいる。 ののに出の、こま事でにに代るいまでにいる。 に対している。 に対している。 に対している。 に対している。 に対している。 に対している。 に対している。 にが、こののに出の、ことをこのが、 ののに出の、ことをことが、 ののに出の、ことをことが、 ののに出の、ことをことをことが、 に対して、 に対して、 に対して、 に対して、 に対して、 に対して、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが	はい・いいえ・該当なし		平25規則34第138条(準用第12条) (平11厚令37第140条 (準用第15条))
9 居宅サービス計画に沿った サービスの提供 (1) 居宅サービス計画が作成され ている場合は、当該計画に 沿ったサービスを提供してい ますか。	はい・いいえ		平25規則34第138条 (準用第13条) (平11厚令37第140条 (準用第16条))
10 サービスの提供の記録 (1) サービスを提供した際には、サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居代の護サービス費和の組必要な事項を記載した書面(サービス利用票等)に記載していますか。	はい・いいえ	○ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするために、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 ○ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。 ① 短期入所生活介護の提供日 ② サービスの内容 ③ 保険給付の額 ④ その他必要な事項	平25規則34第138条(準用第16条第1項) (平11厚令37第140条(準用第19条第1項)) 準用(平11老企25第3・1・3(10)①)
(2) サービスを提供した際にはは、、サービスの提供した、具者の項を提供、利用事事項では、大阪の根では、大阪の地のでは、大阪の地のでは、大阪の他のでは、大阪の他のでは、大阪の他のでは、大阪の他のでは、大阪のは、大阪のは、大阪のは、大阪のは、大阪のは、大阪のでは、大阪のでは、大阪のは、大阪のは、大阪のは、大阪のは、大阪のは、大阪のは、大阪のは、大阪の	はい・いいえ	○ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は2年間保存しなければなりません。	平25規則34第138条(準用第16条第2項) (平11厚令37第140条(準用第19条第2項)) 準用(平11老企25第3・ 1・3(10)②)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
1 1 利用料等の受領 (1) 法定代理の受領サービスに該当する短期入所生活介護を提供した際には、そとして利用者的。利用用での一部を居宅の一部の一部を居宅の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の	はい・いいえ	O 法定代理受領サービスとして提供される短期入所生活介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法の規定により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものです。	平25規則34第124条第1項 (平11厚令37第127条第 1項) 準用(平11老企25第3・ 1・3(11)①)
(2) 法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護を提供した際にその利用の額合力と、短期入所生活介護に係る所と活力、方法の一、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	はい・いいえ・該当なし	○ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない短期入所生活介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである短期入所生活介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。 ○ なお、そもそも介護保険給付の対象となる短期入所生活介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ① 利用者に、当該事業が短期入所生活介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ② 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、短期入所生活介護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ③ 会計が短期入所生活介護の事業の会計と区分されていること。	平25規則34第124条第2項 (平11厚令37第127条第 2項) 準用(平11老企25第3・ 1・3(11)②)
(3) (1)、(2)の支払を受ける額の ほか、右に掲げる費用の額の 支払を利用者から受けること ができますが、その受領は適 切に行っていますか。	はい・いいえ	① 食事の提供に要する費用 ② 滞在に要する費用 ③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑤ 送迎に要する費用(厚労大臣が別に定める場合を除く。) ⑥ 理美容代 ⑦ 短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 〇 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められません。	平25規則34第124条第3項 (平11厚令37第127条第 3項)
(4) (3)の⑦の費用の具体的な取扱については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第54号)に沿って適切に取り扱われていますか。	はい・いいえ		
(5) (3)の費用の額に係るサービス の提供に当たっては、あらか じめ、利用者又はその家族に 対し、当該サービスの内容及 び費用について説明を行い、 利用者の同意を得ています か。	はい・いいえ	○ (3)の①~④までの利用料に係る同意については、文書によって得なければなりません。	平25規則34第124条第5項 項 (平11厚令37第127条第 5項) 平11老企25第3・8・ 3(3)③
(6) サービスの提供に要した費用 につき、その支払を受ける 際、当該支払をした利用者に 対し、領収証を交付していま すか。	はい・いいえ		法第41条第8項
(7)(6)の領収証には当該サービスに係る費用及びその他の費用の額について、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	はい・いいえ	○ 医療控除の対象となる利用者(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護をあわせて利用している者)の領収書には、医療費控除の額及び居宅介護支援事業者の名称を記載してください。(「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」H12.6.1老発第509号・H25.1.25改正を参照)。	施行規則第65条
12 保険給付の請求のための証明書の交付 (1) 法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額を記載したサービス提供証明書を利用者に交付は、サービス提供にますが、	はい・いいえ・該当なし		平25規則34第138条(準 用第18条) (平11厚令37第140条 (準用第21条))

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
13 指定短期入所生活介護の取扱 方針			
(1) 利用者の要介護状態の軽減又 は悪化の防止に資するよう、 認知症の状況等利用者の心身 の状況を踏まえて、日常生活 に必要な援助を妥当適切に 行っていますか。	はい・いいえ		平25規則34第125条第1項 (平11厚令37第128条第 1項)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(2) 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っていますか。	はい・いいえ	○ 「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととしますが、4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練の援助を行うものとします。	平25規則34第125条第2項 (平11厚令37第128条第 2項) 平11老企25 第3・8・3(4)①
(3) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ	O サービス提供方法等とは、短期入所生活介護計画の目標及び内容 や利用期間内の行事及び日課等も含みます。	平25規則34第125条第3項 (平11厚令37第128条第 3項) 平11老企25 第3・8・3(4)②
(4) 自らその提供する短期入所生	はい・いいえ		平25規則34第125条第4 項
活介護の質の評価を行い、常 にその改善を図っています か。			(平11厚令37第128条第 6項)
1 4 身体拘束等 (1) サービスの提供に当たって	はい・いいえ	 ⇒ 緊急やむを得ず身体拘束を実施している場合の内容	平24条例46第52条第1項
は、当該利用者又は他の利用 者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合 を除き、身体的拘束等を行っ	18.0 0 0 7	身体拘束の態様 人数 解除への具体的な取組例	(平11厚令37第128条第 4項)
てはいませんか。		ベッド柵	
		車イスベルト	
		ミトンの使用	
		つなぎ服の使用	
		拘束帯の使用	
		その他	
		実人数	
		● 身体拘束禁止の対象となる具体的行為とは次のとおりです(「身体拘束ゼロへの手引き」参照)。 ① 排徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。自分で降りられないように、ベッドの柵(サイドレール)で囲む。	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(2) 身体拘束等を行う場合には、 その態様及び時間、その際の 利用者の心身の状況並びに緊 急やむを得ない理由を記録し ていますか。	はい・いいえ	○ 短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。	平24条例46第52条第2項 (平11厚令37第128条第 5項)
(3) 記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存していますか。	はい・いいえ	○ 利用者の日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、従業者間、家族等関係者の間で直近の情報を共有してください。	平13老発155の6
(4) 「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」などを参考にして、文書により家族等にわかりやすく説明し、原則として拘束開始時かそれ以前に同意を得ていますか。	はい・いいえ	○ 説明書について、次の点について適切に取り扱い、作成及び同意を得てください。 ① 当拘束の三要件(切迫性、非代替性、一時性)の1つのみに○がついていないか。 ② 拘束期間の「解除予定日」が空欄になっていないか。 ③ 説明書(基準に定められた身体拘束の記録)の作成日が拘束開始日より遅くなっていないか。 ○ 身体拘束は、利用者の生命等が危険にさらされる可能性が著しく高い場合など、やむなく緊急 かつ一時的に行われるものです。市では身体拘束は、本人の人権の制限といいます面があるため、説明書の説明・同意については、原則として事前又は開始時に家族等の了解を得るよう指導しています。このため、拘束を開始する際、電話等で家族等に連絡が取れない場合は、連絡を試みた旨について、説明書上等に記録するようにしてください。	平13老発155の6
(5) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。	はい・いいえ		
ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委に化会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの以上開催する。)とももに、その結果について、護職員を図っていますか。	はい・いいえ	○ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下「身体的拘束等適正化検討委員会」という。)とは、身体的拘束等適正化板計委員会」という。)とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者のほか、第三者や専門家を加えることが望ましく、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられます。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。 また、身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安	平26条例46第52条第3項 平11老企25 第3·8·3(4)④
		全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 「短期入所生活介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知、徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要で具体的には、次のようなことを想定しています。 イ 身体的拘束等について報告するための検式を整備すること。 ハ 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにのが、背景等を記録するとともに、後討委員会において、り身体的拘束等適正化検討委員会において、コールの検討について身体的拘束等適正化検討委員会において、コールの検討について身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。へ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		◎ 身体的拘束等適正化検討委員会の概要について記載してください。	平13老発155の3、5
		名称	
		開催ルール	
		開催頻度 中年度開催回数 回	
		施設長 介護職員 精成メンバー 構成メンバー 構成メンバー 医師 事務長 その他(
		事務所内の職員研修の実施回数 (昨年度)	
イ 身体的拘束等の適正化のため の指針を整備していますか。	はい・いいえ	○ 短期入所生活介護事業者が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 □ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する 事項	平26条例46第52条第3項 平11老企25 第3の八の3(4)⑤
		ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に 関する基本方針 ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 へ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	
ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していますか。	はい・いいえ	○ 介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該短期入所生活介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えありません。	平26条例46第52条第3項 平11老企25 第3·8·3(4)⑥
15短期入所に大力が、希境供まで、大学のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	はい・いいえ・該当なし	○ 相当期間以上とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指します。	平25規則34第126条第1項 (平11厚令37第129条第 1項) 平11老企25第3·8·3(4)①
(2) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成していますか。	はい・いいえ・該当なし	O 短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。	平25規則34第126条第2項 (平11厚令37第129条第 2項) 平11老企25第3・8・ 3(5)②
(3) 管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明をし、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 短期入所生活介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保証するため、短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。	平25規則34第126条第3項 (平11厚令37第129条第 3項) 平11老企25第3・8・ 3(5)③
(4) 管理者は、短期入所生活介護 計画を作成した際には、当該 短期入所生活介護計画を利用 者に交付していますか。	はい・いいえ	〇 交付した短期入所生活介護計画は、2年間保存しなければなりません。	平25規則34第126条第4項 (平11厚令37第129条第 4項) 平11老企25第3・8・ 3(5)③

	自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
	の の の の の の の の の の の の の の	はい・いいえ		平11老企25第3·8·3(5)⑤ (準用第3·1·3(14)⑥)
	介護 介護は、利用者の心身の状況 に応じ、利用者の自立の支援 と日常生活の充実に資するよ う、適切な技術をもって行わ れていますか。	はい・いいえ	O サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービス提供し、又は必要な支援を行ってください。	平25規則34第127条第1項 (平11厚令37第130条 1項) 平11老企25第3・8・ 3(6)①
3	1週間に2回以上、適切な方 法により、利用者を入浴さ せ、又は清しきをしています か。	はい・いいえ	○ 入浴は、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法 により実施してください。なお、入浴の実施に当たっては、事前に 健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清拭を実施するな ど利用者の清潔保持に努めてください。	平25規則34第127条第2項 (平11厚令37第130条9 2項) 平11老企25第3・8・ 3(6)②
;	利用者の心身の状況に応じ、 適切な方法により、排せつの 自立について必要な援助を 行っていますか。	はい・いいえ	○ 利用者の心身の状況や排せつ状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとします。	平25規則34第127条第3項 (平11厚令37第130条3項) 平11老企25第3・8・ 3(6)③
7	おむつを使用せざるを得ない 利用者のおむつを適切に取り 替えていますか。	はい・いいえ	O 利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換に当たっては、頻繁に行えばよいといいますものではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施してください。	平25規則34第127条第4項 (平11厚令37第130条 4項) 平11老企25第3・8・ 3(6)④
j	(1)から(4)に定めるほか、利 用者に対し、離床、着替え、 整容その他日常生活上の世話 を適切に行っていますか。	はい・いいえ	O 短期入所生活介護サービスは、短期間の入所ですが、生活にメリハリをつけ、生活面での積極性を向上させる観点から、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行ってください。	平25規則34第127条第 項 (平11厚令37第130条 5項) 平11老企25第3・8・ 3(6)⑤
	常時1人以上の介護職員を介 護に従事させていますか。	はい・いいえ	O 夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておいてください。なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組んでください。	平24条例46第53条1項 (平11厚令37第130条 6項) 平11老企25第3・8・ 3(6)⑥
1	利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。	はい・いいえ		平24条例46第53条2項 (平11厚令37第130条 7項)
(1)	入浴サービス 介護をマス者にては、 介護をでは、 大学要にであるでは、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学であるでは、 大学であるでは、 大学であるでは、 大学であるでは、 大学であるでは、 大学であるでは、 大学では、 大学であるでは、 大学で たりでも は たりでも たりでも は たりでも たりでも は たり たり たり たり たり に も は と は と は と は と は と は と は と は と は と は	はい・いいえ	 ① 入浴介助に当たっては、洗身介助、脱衣室における着脱衣介助及び脱衣室から浴室までの移動介助等の手順について、介助方法に安全上の問題はないか、入所者の心身の状況や介護職員の作業負担等を踏まえて確認し、適切な介助方法を職員に対して周知すること。 ② 入浴機器の利用に当たっては、操作・使用説明書を再確認し、安全装置の利用漏れや点検漏れがないか確認し、適切な使用方法を職員に対して周知すること。 ③ ①・②の介助方法等を周知徹底させるためのマニュアルを整備し、職員研修を計画的に行うこと。 ④ 入所者の安全確認については、複数の介護職員が連携して行うこと。 ⑤ 脱衣室・浴室における職員の配置及びその配置から対応可能な入所者数を確認し、必要に応じて複数の職員で一人の入所者の入浴介助を行うことができるよう、無理のないサービスの体制を組むこと。 	平成24年8月7日川指監 発第117号·平成25年5 月21日川指監発第346- 川越市福祉部長通知

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		⑥ 施設内における事故やヒヤリハット等に関する報告を収集・分析し、抽出されたリスク要因に対して解決策を検討し、施設全体で情報を共有すること。⑦ 事故が発生した際に迅速な措置を行うことができるように、緊急連絡網やマニュアルの整備を行うこと。	
18 介護職員等による喀痰吸引等 について			
(1) 平成24年4月1日か出土 (1) 平成24年4月1日か出土 (1) 平成24年4月1日か出土 (1) 三、 (1) 三	はい・いいえ		社福・介福法第48条の 2、48条の3、48条の5、 附則第3条、第4条第2項 社福・介福規則第26条 の2、第26条の3、附則 第4条、第5条 平成23年6月22日老発第 0622第 1 「介護サービ スの基盤強化のための 介護保険法等の一部を 改正する法律の公布に ついて」第6・2・1
(2) 介護職員等がたんの吸引等を 行う場合は、「認定特定行為 業務従事者」として認定され た者に行わせていますか。	はい・いいえ	⇒ 認定特定行為従事者は何人いますか。 人	
 (3) 認定特定行為業務従事者にた ん吸引等を行わせている場	はい・いいえ		
合、事業所を「登録特定行為 事業者」として県に登録して いますか。			
(4) 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。	はい・いいえ	⇒ 登録している行為に○を選択してください。 (たん吸引) 口腔内 (経管栄養) 会管力ニューレ内 (経管栄養) 経鼻経管栄養	
(5) たん吸引等の業務について、 次のとおり実施しています か。	はい・いいえ		
① 介護職員が行うたんの吸 引等の実施に際し、医師 から文書による指示を受 けている。			
② 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計			
画書を作成している。 ③ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、なる同意を得ている。			
④ 実施した結果について、 結果報告書の作成、看護 師・医師への報告、安全 委員会への報告を行って いる。			
⑤ たん吸引等の実施に関す る安全委員会を定期的に			
開催している。 ⑥ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしている。			
 1 9 食事 (1) 栄養並びに利用者の心身の状	はい・いいえ	│ │ │ ○ 食事の提供に関する業務は事業者自らが行うことが望ましいです	平25規則34第128条第1
況及び嗜好を考慮した食事 を、適切な時間に提供してい ますか。		が、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生 管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管 理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容に より、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終 的責任の下で第三者に委託することができます。	項 (平11厚令37第131条第 1項) 平11老企25第3·8· 3(7)④
(2) 利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援していますか。	はい・いいえ		平25規則34第128条第2 項 (平11厚令37第131条第

	自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(3)	調理は、あらかじめ作成された献立にしたがって行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。	はい・いいえ		2項) 平11老企25第3・8・3(7)②
(4)	食事時間は適切なものとし、 夕食時間は午後6時以降とす ることが望ましいですが、早 くとも午後5時以降となって いますか。	はい・いいえ		平11老企25第3·8· 3(7)③
(5)	利用者の嚥下や咀嚼の状況、 食欲など心身の状態等を当該 利用者の食事に的確に反映さ せるために、居室関係部門と 食事関係部門との連絡が十分 にとられていますか。	はい・いいえ		平11老企25第3·8· 3(7)⑤
(6)	利用者に対して適切な栄養食 事相談を行っていますか。	はい・いいえ		平11老企25第3·8· 3(7)⑥
(7)	食事内容について、当該事業 者の医師又は栄養士を含む会	はい・いいえ		平11老企25第3·8· 3(7)⑦
	議において、検討が加えられ ていますか。			
	機能訓練 利用者の心身の状況等を踏ま	はい・いいえ	○ 利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助ける	平25規則34第129条
	え、必要に応じて日常生活を 送る上で必要な生活機能の改 善又は維持のための機能訓練 を行っていますか。		ため、必要に応じて提供してください。日常生活及びレクリエー ション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとします。	(平11厚令37第132条) 平11老企25第3・8・ 3(8)
	健康管理 医師及び看護職員は、常に利	はい・いいえ		平25規則34第130条
	用者の健康の状況に注意する とともに、健康保持のための 適切な措置をとっています か。			(平11厚令37第133条)
	相談及び援助 常に利用者の心身の状況、そ	はい・いいえ	│ │ ○ 常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることにより、積極	平25規則34第131条
	の置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。		的に利用者の在宅生活の向上を図ってください。	(平11厚令37第134条) 平11老企25第3·8· 3(10)
	その他のサービスの提供 教養娯楽設備を備えるほか、	はい・いいえ	○ レクリエーション行事は、機能訓練の趣旨を踏まえて行うものと	平25規則34第132条第1
(1)	道宜利用者のためのレクリ エーション行事を行っていま すか。	180 000/2	してください。	項 (平11厚令37第135条第 1項)
(2)	常に利用者の家族との連携を 図るよう努めていますか。	はい・いいえ		平25規則34第132条第2 項 (平11厚令37第135条第 2項)
2 4	利用者に関する市町村への通 知			
(1)	利用者が次のいずれかに該意見を付いていますがない、できなでは、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点	はい・いいえ		平25規則34第138条 (準用22条) 平11厚令37第140条 (準用第26条)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
25 緊急時等の対応 (1) 現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合に主治の医師 場合は、速やかに知り入りではあらかにあらかにありないを関するがを関するがでは事者が定行う等が、機関への連絡といますか。	はい・いいえ	○ 短期入所生活介護従業者が現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものです。協力医療機関については、次の点に留意するものとします。 ① 協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるよう事業所から近距離にあることが望ましいものであること。 ② 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。	平25規則34第133条 (平11厚令37第136条) 平11老企25第3·8· 3(12)
2 6 管理者の責務 (1) 管理者は、当該事業所の従業	はい・いいえ		平25規則34第138条(準
者の管理及びサービスの利用 申込みに係る調整、業務の実 施状況の把握その他の管理を 一元的に行っていますか。			用第44条) (平11厚令37第140条 (準用第52条))
(2) 管理者は、当該事業所の従業者に「川越市指定居宅サービ	はい・いいえ		平25規則34第138条 (準 用第44条)
ス等の事業の人員、等を1月20日 一次の事業の人員、等を1月21日名 一次の表生2月21日名 年446月第14年及び第15年条分子 第446月第14年及び護事が構造の 第17年年及び護事が構造の では、1年のより、 1			(平11厚令37第140条 (準用第52条))
27 運営課程 (1)	はい・いいえ	 ②の「従業員の員数」は、日々変わりうるものであ、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員に関す、「○人以上」と記載することも差し支えありません。 (重要事項を記した文書に記載することも差し支えありません。) ③の「利用定員」は、短期入所生活介護の事業の専用の居室のベッド数と同数としてくだきさい。 ③の「短期入所生活介護の内容」については、送迎の有無も含めたサービスの内容を指し期入所生活介護に係るがしまがない短期入所生活介護に係るでは、規則第124条第3項により徴収る。 ⑤の「通常の大きであり、客観的にその区域が特定されるものと関係の送迎の実施地域、通常地域に居はするを開めて送り、当時であり、当時では、対して、が特定であり、当時であり、当時では、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	平25規則34第134条 (平11厚令37第137条) 準用(平11老企25第3・ 1・3(19)①) 平11老企25 第3・8・3(13) 準用(平11老企25第3・ 1・3(19)⑤)
28 勤務体制の確保等 (1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、短期入所生活介護事業所ごとに従事者の勤務の体制を定めていますか。	はい・いいえ	○ 原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 ○ 併設の短期入所生活介護事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を作成してください。 ○ 職員の勤務体制を定めるもののうち、介護職員の勤務形態については、短期入所生活介護が短期間の利用とはいえ、そのサービスの内容は、介護老人福祉施設である特別養護老人ホームと基本的に同様であることから、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年9月18日社施第107号)」に定める特別養護老人ホームの夜間における勤務形態の取扱いに準じてその体制を確保してください。	平25規則34第138条(準用第87条第1項) (平11厚令37第140条(準用第101条第1 項)) 平11老企25第3・8・ 3(20)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		○ 夜間の介護職員数については、介護老人福祉施設における配置を参考に適切に配置してください。ただし、併設事業所については、本体の事業所等と一体でその取扱いを行って差し支えありません。 ○ 短期入所生活介護事業所の夜間の安全、防災上の管理の観点から、介護職員のほかに宿直員を配置することが望ましいです。ただし、併設事業所については、本体の事業所等と一体でその取扱いを行って差し支えありません。	
(2) 当該事業所の従業者によって サービスを提供しています か。	はい・いいえ	○ 当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。 ○ 調理、洗濯等利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めています。	平25規則34第138条 (準用第87条第2項) (平11厚令3/第140条 (準用第101条第2 項) 準用(平11老企25第3・ 6・3(5)②)
(3) 従業者の資質の向上のため に、研修の機会を確保してい ますか。	はい・いいえ	○ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を 計画的に確保してください。	平25規則34第138条 (準 用第87条第3項) (平11厚令37第140条 (準用第101条第3 項))

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(4) 全ての短期入所生活介施 全ての短期入所生活介施 大進石護師、准看護中門 高祖士、第2項に規定格を 者(第8条のる者等の資格を有すを で定めの他これに類認知を受ける。)に対し、研修をに 係る基礎的な事な措置を は、)に対し、研修を でる基礎の要な措置を は、)に対し、研修を であるために必要な は、)に対し、 に、のまるといますか。	はい・いいえ	○ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎の修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたもので認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。公司を関係のカリキュラム等において、認知症の後では、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を引きにおいて、認知には、看護師、准看護師、介護福祉工工、介護支援専門員、実務者のには、看護師、推看護師、介護福祉工工、介護支援専門員、実務者者に加え、介護職員初研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員社会福祉工、医師、保健福祉工、管理分療法工、作業療法工、言語聴覚士、精神保健福祉工、管理栄養工、、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。	平25規則34第138条(準用第87条第3項) (平11厚令37第140条 (準用第101条第3 項)) 準用(平11老企25第3・ 2・3(6)③)
(5) 職場において行われる性的背景とした。 では、	はい・いいえ	○ 事業主が講ずべいては、上司とのという。 ままい取組については、上司とのという。 すまい取組については、上司として留意してくだきいいない。 まずに関係的内容です。ずべきでは、上司ととがハランタを関係を指した。 といれては、上司ととのといるといに留意してくだ。 といれては、上司ととに留からのと情が表していては、上司ととに留からのという。では、本事業主が職場にお指書では、次のとは、上司ととに留からのという。では、大きいのも含まれることに留から、大きいのといるとは、自然を持っているとは、自然を持っているとは、自然を持っているとは、自然を持っているとは、自然を持っているといい。 のまずには以いののとのは、事業主が職場にお指書では、方では、自然を持っているといい。 のまずには以いののとのは、事業主が職場にお指書で、及びの内の方の指針といいての場合には以いののという。 のないでは、自然を発することののでは、自然を発することのを発するといいのでは、自然を表しい、自然を表し、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、	平25規則34第138条(準用第87条第4項) 準用(平11老企25第3·1·3(21)④)
29 業務継続計画の策定 (1) 業務継続計画を策定し、当該 業務継続計画に従い必要な措 置を講じていますか。	はい・いいえ	○ 「業務継続計画」 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画のことを指します。 ○ 業務継続計画には以下の項目等を記載してください。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) □ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) □ 災害に係る業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携	平24条例46第54条 (準用第8条の2第1項) 準用 (平11老企25第3・6・3(6)②)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		○ なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。 さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する 具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。	
(2) 業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。	はい・いいえ	○ 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定るとともに、当該業務継続計画に従い、通所介護従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施してください。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業	
(3) 定期的に業務継続計画の見直 しを行い、必要に応じて業務 継続計画の変更を行っていま すか。	はい・いいえ	所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。	平24条例46第54条 (準 用第8条の2第3項)
		○ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行ってください。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。	平24条例46第54条(準用第8条の2第2項) 準用(平11老企25第3・ 6・3(6)③)
		○ 訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施してください。 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。	
3 0 定員の遵守 (1) 利用定員及び居室の定員を 超えることとなる数以上の利 用者に対して同時に短期入所 生活介護を行っていません か。	はい・いいえ	○ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は差し支えありません。 ○ 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることい短期入所生活介護を提供する場合である場合にはいても、知用者の処遇に支障がないと認められます。この場合、居室以外の静養室においても、この場合、居室以外の静養室においの必要がある場合にのみまっこの場合、居室以外の静養室において短期入所生活介護を行うこととしていまが、あくまでも、緊短期入所生活介護を行う認められるもので、当該利用者に対する方ととしていまが、あくまでも、緊短期入所生活介護の提供は7日(利用者の日常生活上の世話を行うすのとします。なお、短期入所生活介護のよりません。	平25規則34第135条第1項 (平11厚令37第138条第 1項) 平25規則34第135条第2項 (平11厚令37第138条第 2項) 平11老企25 第3・8・3(15)
3 1 非常災害対策 (1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するともに、要的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	はい・いいえ	○ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画も含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされいる指定短期入所生活介護事業所にあってはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定短期入所生活介護事業所においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。	平25規則34第138条 (準 用第89条第1項) (平11厚令37第140条 (準用第103条)) 準用 (平11老企25第3・ 6・3(7)①)
(2) 防火管理者には、施設の防火管理業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者を選任し、消防署に届け出ていますか。	はい・いいえ	⇒ ① 防火管理者名 () ② 届 出 日 ()	消防法第8条第1項、第2項 消防法施行令第1条の 2、第3条
(3) 災害発生時に迅速に対応する ため、職員の初期対応や指揮 系統を定めたマニュアルを策 定するとともに、緊急連絡網 を整備していますか。	はい・いいえ		平25規則34第138条(準 用第89条第1項) 川越市地域防災計画 27.3(震災対策編)第1 章第3節第4の3

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(4) 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ		準用 (平11老企25第3・6・3(7)①)
(5) 日頃から消防団や地域住民に対して、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるよう協力協定を締結するなど、地域との協力体制の確保に努めていますか。	はい・いいえ		準用 (平11老企25第3・6・3(7)①)
(6)消防機関の協力を得て、年2 回以上の消火及び避難訓練、	はい・いいえ	⇒ 直近2回の訓練実施日	消防法施行規則第3条第 10項
定期的な通報訓練を実施して いますか。		実施日 年 月 日 年 月 日	社施第107号通知
また、訓練のうち1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練		消防職員の立会 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 で間訓練 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 日 ・ ま 日	
となっていますか。		参加者数 人 人	
		○ 職員には消火訓練等も併せて行わせ、平素から消防設備等の操作について熟知させておいてください。また、訓練の記録を作成し、出席できなかった職員がいた際に回覧等することで情報を共有するなど、防災意識の高揚に努めてください。	
(7) 訓練の実施に当たって、地域 住民の参加が得られるよう連 携に努めていますか。	はい・いいえ	○ 避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。	平25規則34第138条 (準用第89条第2項) 準用 (平11老企25第3・6・3(7)(2))
(8) カーテン、じゅうたん等は、 消防法で防炎性能を有する物 品となっていますか。	はい・いいえ	○ このほか布団、毛布等の寝具類についても防炎性能を有するものを使用するよう努めてください。なお、寝衣類についても個人的嗜好等に配慮しつつできるだけ防炎性能を有するものを使用することが望ましいとされています。	消防法第8条の3第1項 社施第107号通知
(9) 消防用設備については、専門業者による定期的な点検(6月ごと年2回、総合点検1年に1回)を行っていますか。また、総合点検の結果について消防に報告していますか。	はい・いいえ	⇒ 直近2回の実施日 実施日 年 月 日 年 月 日 実施内容	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条 の6第3項
		指摘事項など	
(10) 災害に備えて、以下の物資等 を3日分程度備蓄しています	はい・いいえ		川越市地域防災計画 27.3 (震災対策編) 第1
か。			章第3節第4の3
32 衛生管理等 (1) 利用者の使用する施設、食器 その他の設備及び飲用に供す る水について衛生的な管理に 努め、又は衛生上必要な措置 を講じていますか。	はい・いいえ	 ○ 受水槽の有効容量が10㎡を超えるものは、簡易専用水道として、管理する必要があります。 ○ 簡易専用水道の設置者は、保守点検業者による保守点検、清掃とは別に厚生労働大臣の登録を受けた者による法定検査が必要です。検査依頼の際は、必ず登録を受けたものかどうか確認してください。なお、簡易専用水道の法定点検・清掃の頻度は1年以内ごとに1回です。 ○ 浴槽水は、毎日完全に換えることが原則ですが、これにより難い場合でも、最低でも1週間に1回以上完全に換えるととともに、ろ過器及び配管内等の清掃を行い、レジオネラ属菌による浴槽水の汚染防止に努めてください。 ○ 少なくとも1年に1回以上水質検査を行い(毎日完全換水しない場合は1年に2回以上、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合は1年に4回以上)、レジオネラ属菌に汚染されているか否かを確認する必要があります。 	平25規則34第138条 (準用第90条第1項) (平11厚令37第140条 (準用第104条第1 項)) 水道法第3条、第34条の 2 平15厚労告264第2・3・ 2

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		○ 基準第140条により準用される基準第104 条は、短期入所生活介護事業者の必要最低限の衛生管理等について規定したものですが、このほか、次の点に留意してください。 イ 指定短期入所生活介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ロ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ハ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。	準用 (平11老企25第3・6・3(8)①)
(2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、右の①②③に掲げる措置を講じていますか。	はい・いいえ	① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。	平24条例46第54条(準 用第32条の2)
		② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	
		③ 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
		○ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからいまでの取扱いとします。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。	準用 (平11老企25第3・6・3(8)②)
		イ 感染症の予防人なの対策を検験染対策の方法を検験を対策をを受り、 感染症の予防人なが、 では、 ないのためのが、 では、 ないのでは、 ないののでは、 ないのでは、 ないのは、 ないのでは、 ないのは、 ないのが、 ないい	平24条例46第54条(準 用第32条の2第1号)
		ん。 ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のため の指針」には、平常時の対策及び発生管理(環境の変 ・平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の変 ・平常時の対策としては、事業所内の標準の不防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。	平24条例46第54条(準 用第32条の2第2号)
		ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 「感染症の予防及びまん延の防止のための研修及 「感染力療の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発・ の事業所におけるものとします。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、、当該事業所におけるものとします。 職員教教育育を組織的に浸透とさせていくためには、になりな対策の励がに浸透といです。 定期的な対策のしいでもにいるとしいです。 定期的な対策のでもにはいるとしいです。 定期的な対策のでもには感染力を形してもは、要であり、事業所のの実施内の実施との実施とのです。 なお、研究をでもは、厚生の研なくが多いを手業であるとに、 自力事業ので行さい。 また、対の方でもでもでは、をを思期をでは、応じ行って、平時から、実際に感染症が発生した場合を定期が必定がある。 また、対のにに行うに、実際に感染症が発生した場合を定期が必定に、 を生時の対上のに行うまで、対して迅速に行動できまからに、とが動くなどのでもによいのときでは、を発生時の対応にであるとに、(全年時の対応にであるというに、というに、というに、対応を定め、対策を生時の対応を定め、表生時の対応を定め、表生時において対応をでのから、事業などに、対策をといるに、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、またが、表生のでは、まり、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、まり、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生の、表生のでは、まり、表生のでは、表生のでは、表生のでは、表生の、表生のでは、まり、まり、表生のでは、まり、まり、表生の、まり、まり、まり、ま	平24条例46第54条 (準 用第32条の2第3号)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
33 掲示等 (1) 特定施設の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行っていますか。 (2) 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 (令和7年4月1日から義務化)	はい・いいえ	○ 運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資うると認められるです。また、短期入所生活介護事業所の見やすい場所に活ってもものです。また、短期入所生活介護事業所は、原則として、重要事されていますが、ウェブサイトとは、法人のホームページ時又は介護サービス情報公表支票するとをいっます。な、短期入所生活介護事業者は、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意する必要があります。次に掲げる点に留意する必要があります。	平25規則34第138条(準用第29条第1項) (平11厚令37第140条(準用第32条)) 準用(平11老企25第3・1・3(24))
		イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ 短期入所生活介護員等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、短期入所生活介護員等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ハ 前年度に介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下である短期入所生活介護事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないため、ウェブサイトへの掲載を行うことが望ましいです。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、掲示は行う必要がありますが、これを書面や電磁的記録による措置に代えることができます。	
		○ 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に閲覧させることで、掲示に変えることができます。	平25規則34第138条(準 用第29条第2項)
3 4 秘密保持 (1) 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	はい・いいえ	○ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなど の措置を講じてください。	平24条例46第54条(準 用第9条第1項) (平11厚令37第140条 (準用第33条第1項))
(2) 従業者であった者が、正当な 理由がなく、その業務上知り 得た利用者又はその家族の秘 密を漏らすことがないよう、 必要な措置を講じています か。	はい・いいえ	O 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨 を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置 くなどの措置を講じてください。	平24条例46第54条 (準用第9条第2項) (平11厚令37第140条 (準用第33条第2項)) 準用(平11老企25第3・ 1・3(25)②)
(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	はい・いいえ	○ この同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族 の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。	平24条例46第54条 (準用第9条第3項) (平11厚令37第140条 (準用第33条第3項)) 準用(平11老企25第3・ 1・3(25)③)
(4) 「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「個人情報に関する基本方字」、「個人情報に関する基本方式(平成16年4月2日閣議決定者における個人情報の近次のためのガイダンス(平4月14日個人情報保護委・厚生労働省)」(以下き、「ガデ者及びその投いのに基個は下き、入所者及びそのり扱っていますか。	はい・いいえ	⇒ 貴事業所が実施する個人情報保護に関する取組について記入してください。 規定の整備	個人情報保護法 医療・介護関係事業者 における個人情報の適 切な取扱いのためのガ イダンス
		「個人情報の保護に関する法律」の概要 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと(法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等を除く。) ② 個人情報は適正な手段により取得し、あらかじめその利用目的を明示している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表すること。なお、要配慮個人情報については、事前に本人の同意を得ること ③ 個人データについては、正確・最新の内容に保つように努め、漏えい、滅失又はき損の防止等安全管理措置を講じるとともに、従業	
		それ、	

	自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
			④ 第三者に個人データの提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得た上で行い、提供年月日、本人から同意を得ている旨、当該第三者の氏名又は名称等、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存することまた、第三者から個人データの提供を受ける場合は、当該第三者の氏名及び住所等、当該第三者による個人データ取得の経緯について確認した上で受領し、当該確認した情報、個人データ受領年月日、同意を得ている旨、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること(保存期間は個人データの作成方法による。最長3年)	
			(5) 保有個人データについては、当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的等について、本人の知り得る状態に置き、本人が利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用停止等を求めたときは、適切に対応すること (6) 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること ○ 改正個人情報保護法(H29.5.30施行)では、5,000件以下の個人情報取扱事業者も対象となりました。 ○ 用語の定義	
			・ 個人情報・・・・ 生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号(DNA、指紋、マイナンバー、被保険者証の記号・番号等)が含まれるもの	
			・個人データ・・・・個人情報データベース等を構成する個人情報 ・要配慮個人情報・・本人の人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害者となった事実、診療録等の診療記録、健康診断の結果、障害、その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報	
			O 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。	
	広告 事業所について広告をする場 合においては、その内容が虚 偽又は誇大な表現となってい ませんか。	はい・いいえ		平25規則34第138条 (用第30条) (平11厚令37第140条 (準用第34条))
	居宅介護支援事業者に対する 利益供与の禁止 居宅介護支援事業者又はその 従業者に対し、利用者に対対して特定の事業者によるサービスを利用させるの対産上の、 利益を供与していませんか。	はい・いいえ		平25規則34第138条 (用第31条) (平11厚令37第140条 (準用第35条))
	苦情処理 サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ 適切に対応するために、必要 な措置を講じていますか。	はい・いいえ	○ 「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 ① 苦情を受け付けるための窓口を設置する ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置 の概要について明らかにする ③ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する ④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する、かつ、ウェブサイトに掲載する (ウェブサイト:法人のホームページ等又は介護サービス情報	平25規則34第138条(用第32条第1項) (平11厚令37第140条(準用第36条第1項) 準用(平11老企25第3 1・3(28)①)
(2)	苦情を受け付けた場合には、 当該苦情受付日、その内容等 を記録していますか。	はい・いいえ	公表システム) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければなりません。	平25規則34第138条 (用第32条第2項) (平11厚令37第140条 (準用第36条第2項) 準用 (平11老企25第3 1・3(28)②)
(3)	市町村が行うくは提示の他の物件の提出若しくは提示からの規則を表するには表示があります。 可用者が行う間をはいるのでは、市町村が行う調査に関してるとけずるでは、においては、必要ないは、においては、必要ないは、にいますが、にいますか。	はい・いいえ		平25規則34第138条 (用第32条第3項) (平11厚令37第140条 (準用第36条第3項)
(4)	市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告していますか。	はい・いいえ		平25規則34第138条 (用第32条第4項) (平11厚令37第140条 (準用第36条第4項)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(5) 利用者からの苦情に関して、 国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、 国民健康保険団体連合会から 指導又は助言を受けた場合に おいては、当該指導又は助言 に従って必要な改善を行って いますか。	はい・いいえ		平25規則34第138条 (準 用第32条第5項) (平11厚令37第140条 (準用第36条第5項))
(6) 国民健康保険団体連合会から の求めがあった場合には、(5) の改善の内容を報告していま すか。	はい・いいえ		平25規則34第138条 (準 用第32条第6項) (平11厚令37第140条 (準用第36条第6項))
38 地域との連携等 (1) 利用者からの苦情に関して、 市町村等が派遣する者が相談 及び援助を行う事業その他の 市町村が実施する事業に協力 するよう努めていますか。	はい・いいえ	○ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。	平25規則34第138条 (準 用第33条第1項) (平11厚令37第140条 (準用第36条の2第1 項)) 準用 (平11老企25第3・ 1・3(29)①)
(2) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との協力に努めていますか。	はい・いいえ	○ 地域に開かれた事業として行われるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。	平25規則34第136条 (平11厚令37第139条) 平11老企25第3・8・ 3(17)
39 利用者の安全並びに介護サー ビスの質の確保及び職員の負 担軽滅に資する方策を検討す るための委員会の設置			
(1) 事業者のの自然を対している。するのの自然を表現である。 事業者のの自然を担いる。する。するのの自然を対している。する。 事業のの自然のの自然のの自然のの自然のの自然のの自然のの自然ののでは、 事業のの自然のの自然のでは、 事業のの自然のの自然のの自然のでは、 のののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のののののでは、 ののののののでは、 ののののののでは、 のののののののでは、 ののののののののでは、 ののののののののでは、 ののののののののでは、 ののののののののでは、 のののののののののでは、 ののののののののののでは、 のののののののののでは、 ののののののののののでは、 ののののののののののののでは、 のののののののののでは、 ののののののののののでは、 ののののののののののでは、 のののののののののののでは、 ののののののののでは、 のののののののののでは、 のののののののののでは、 ののののののののでは、 のののののののののののでは、 ののののののののののでは、 ののののののののののでは、 ののののののののののでは、 ののののののののののののののでは、 ののののののののののののでは、 ののののののののののでは、 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	はい・いいえ	※ 介護現場の生産性向上の取組を促進する観点からに表する状態の取組を推対がら利用者の対議的に本業所のなが、利用者の対域を保護がある。 大きな全生を推翻して、現場要な機能的に業務の表面ので、現場要な機能のに、現場要な機能のに、現場要な機能のに、現場要な機能のに、現場要な機能のに、現場要な機能のに、現場要な機能のに、現場で、ので、で、ので、ので、で、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、の	平24条例46第53条の2 平11老企25 第3·8·3(19)
4 0 事故発生時の対応 (1) サービスの提供により事故が 発生した場合は、市町村、当 該利用者の家族、当該利用者 に係る居宅介護支援事業者等 に連絡を行うとともに、必要 な措置を講じていますか。	はい・いいえ・該当なし	O 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておく ことが望ましいです。	平24条例46第54条(準 用第10条第1項) (平11厚令37第140条 (準用第37条第1項)) 準用(平11老企25第3・ 1・3(30)①)
(2) (1) の事故の状況及び事故に際 して採った処置について記録 していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ○ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければなりません。	平24条例46第54条(準 用第10条第2項) (平11厚令37第140条 (準用第37条第2項)) 準用 (平11老企25第3・ 1・3(30))

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい・いいえ	○ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保 険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。	平24条例46第54条 (準用第10条第3項) (平11厚令37第140条 (準用第37条第3項)) 準用 (平11老企25第3・ 1・3(30)②)
(4) 事故が生じた際にはその原因 を解明し、再発生を防ぐため の対策を講じていますか。	はい・いいえ		準用(平11老企25第3・ 1・3(30)③)
(5) 介護ベッドに係わる事故の危険性を把握し、利用者モニタリング等の際に対応策について検討していますか。	はい・いいえ	○ 介護ベッドに設置した手すりと手すりの間のすき間等に利用者が 首を挟み死亡に至る事故が発生しています。 使用中の手すりが新JIS製品かどうか確認してください。新JIS製品への取替えが困難な場合はすき間を埋める対策をとってく ださい。 (「医療・介護ベッドに係わる事故の再発防止について(緊急依 頼)」(平成24年11月2日消費者庁消費者安全課、厚生労働省老健 局振興課ほか通知)、平成24年11月2日消費者庁報道発表資料を参 照してください)	
4 1 高齢者虐待の防止 (1) 事業所の従業員は高齢者虐待 を発見しやすい立場にあるこ とを自覚し、高齢者虐待の早 期発見に努めていますか。	はい・いいえ	○ 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいいます。 ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 ⑤ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	高齢者虐待防止法第5条 高齢者虐待防止法第2条
(2) 高齢者虐待の防止について、 従業者への研修の実施、サー ビスの提供を受ける利用者及 びその家族からの苦情の処理 の体制の整備等による虐待の 防止のための措置を講じてい ますか。	はい・いいえ		高齢者虐待防止法第20 条
(3) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置 を講じていますか。	はい・いいえ	○ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」といいま	平24条例46第54条 (準用第10条の2) 単用 (平11老企25第3・1・3(31))
① 事業所における虐待の防止のための対策を検討するを検討する委等を活ったでする。)を定期のとするといったで期のの結果に、従業者に、従来ますか。	はい・いいえ	す。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。 ・ 虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。	
② 事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。	はい・いいえ	・ 虐待等の早期発見 ・ 虐待等の早期発見 事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に 準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期 に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市	
③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。	はい・いいえ	町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望まれます。 また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。	
④ ①から③までの措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	はい・いいえ	・ 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される 必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行わ れ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努め てください。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が 発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を 実施するものとします。	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		① 虐待の防止のための対策を検討する発生の防止・中期発見に加かための対策を検討等の発生の防止・中期発見に加めて大震を検討する発生を確実にに加めて対策を検討する委員会にはよるでは、とれば、とれば、とれば、とれば、とれば、とれば、とれば、とれば、とれば、とれば	
		虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要があります。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	
		② 虐待の防止のための指針 短期入所生活介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 口 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員の対応方法に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 へ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	
		③ 虐待の防止のための従業者に対する研修 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐 待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発す るものであるとともに、当該短期入所生活介護事業所における 指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底を行うものとし、当該指定短期 入所生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成 し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採 用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要で す。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。	
		(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 指定短期入所生活介護事業所における虐待を防止するため、 申任の担当者を置くことが必要です。当該担当者として、に 時防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望まれます。 なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・ 施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に 支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先 の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業を遂行する 上で支障がないと考えられる者を選任してください。	
42 会計の区分		(※)身体的拘束等適正化担当者、釋瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者	

	自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
	記録の整備 従業者、設備、備品及び会計 に関する諸記録を整備してい ますか。	はい・いいえ		平25規則34第137条第1項 (平11厚令37第139条の 2第1項)
(2)	利用者に対するサービスの提供に関する右の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。	はい・いいえ	① 短期入所生活介護計画 ② 条例第52条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ③ 準用する条例第10条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ④ 準用する規則第16条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑤ 準用する規則第22条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑥ 準用する規則第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録	2第2項)
			○ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。	平11老企25 第3·8·3(19)
	電作す面本文でが物定もて録そ識作計供り は、そにるのとさに磁的て方、の) に書かのよ、字認記をさの、(のすら算さ行の、、字認記をさの、(のすら算さ行のまま、実認記をされて助きの大き書本人と紙で又はに式覚でで情をする、、字認記をされて前方知が録るのま書をする。 いって	はい・いいえ	○ 事業者等の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。 (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 (1) 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機にに備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (2) 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (3) その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1) 及び(2) に準じた方法によること。 (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	平25規則34第232条第1項 平11老企25 第5·1
(2)	指者付そ(すとさ交で法をすうか。 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	はい・いいえ	○ 利用者及びその家族等(以下「利用者等」といいます。)の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。 (1) 電磁的方法による交付は、基準第3条の7第2項から第6項まで及び予防基準第11条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。 (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。 (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印についての多名(令ることが望ましいこと。なお、「海印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすることができるとされて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「経済産業省)」を参考にすること。ただし、基準若しくは予防で電磁的方法によること。ただし、基準若しくは予防で電域的方法によること。ただし、基準若しくは予防で電域的方法によること。ただし、基準若しくは予防で電域的方法によること。ただし、基準若しくは予防ででは、当該定めに従うこと。 (5) また、電域的方法による場合は、個人情報保護委員会切な取りのためのガイダンス」、「実を遵守すること。管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	平25規則34第232条第2項 平11老企25 第5·1

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
第2-1 基本方針(介護予防短期 <i>)</i>	L 人所生活介護)		1
1 基本方針 (1) 介護予防短期入所生活介護の事業は死民活力では、その中では、その中では、大きな、大きなのでは、大きない、大きなのでは、大きない、大きなのでは、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない	はい・いいえ		平25規則35第105条 (平18厚労令35第128条 第1項)
第2-2 人員に関する基準(介護予	Ⅰ		1
1 人介護事業 介事い場話基準 短知所生活受所生活受所生活受所生活受所生活受所生活受所生活受所生活受所生活受所生活受	はい・いいえ		平24条例47第40条第7項 (平18厚労令35第129条 第7項)
第2-3 設備に関する基準(介護予	5防短期入所生活介護)		
1 1 計算 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	はい・いいえ		平25規則35第106条第8項 (平18厚労令35第132条 第8項)
第2-4 運営に関する基準(介護予	, 防短期入所生活介護)		,
 介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針 介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 	はい・いいえ		平25規則35第116条第1項 (平18厚労令35第143条 第1項)
(2) 自らその提供するサービスの 質の評価を行うとともに、主 治の医師又は歯科医師とも連 携を図りつつ、常にその改善 を図っていますか。	はい・いいえ		平25規則35第116条第2項 (平18厚労令35第143条 第2項)
(3) サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立したよう支援することを営むことがあることを常い意識してサービス提供に当たってよった。	はい・いいえ	O サービスの提供に当たっては、一人一人の高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。	平25規則35第116条第3項 (平18厚労令35第143条 第3項) 平11老企25第4・3・ 6(1)①
(4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。	はい・いいえ	○ サービス提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。	平25規則35第116条第4項 (平18厚労令35第143条 第4項) 平11老企25第4・3・ 6(1)③

自主点	点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
者とのコミナ分に図るよな方法事業が付金働きなが	供に当たり、利用 ユニケーションを コニとその他の様々 り、利用者が主体 参加するよう適切 に努めています	はい・いいえ	○ 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。	平25規則35第116条第5項 (平18厚労令35第143条第5項) 平11老企25第4・3・ 6(1)②
具体的取扱	期入所生活介護の 方針 提供に当たって	はい・いいえ		平25規則35第117条第1
は、主治の からの情報 当者会議 方法により 状況、その	医師又は歯科医師 伝達やサービス担 通じる等の適切な 利用者の心身環 置かれている環境 日常生活全般の把	1400 1000		(平18厚労令35第144条 第1号)
(2) 管理者は、 たり継続1	相当期間以上にわ て入所することが	はい・いいえ	〇 「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととしますが、4日未満の利用者にあっても、担当する介護予	平25規則35第117条第2 号
予は常生活では、 ・生まる人 ・生まる人 ・生ま活成のう ・ででいる。 ・ででいる。 ・ででいる。 ・ででいる。 ・でい。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。	利用者の 利用者の 利用者の 利用者の 利力 利力 利力 利力 利力 利力 利力 利力 利力 利力 利力 利力 利力		する大阪では、マロペースのでは、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、	(平18厚労令35第144条 第2号) 平11老企25第4・3・ 6(2)①
	期入所生活介護計 介護予防サービス	はい・いいえ	○ 介護予防短期入所生活介護計画の作成後に介護予防サービス計画 が作成された場合は、当該介護予防短期入所生活介護計画が介護予	平25規則35第117条第3 号
計画が作成	されている場合 画の内容に沿って		が「FIX」された場合は、当該月該ア防短期入所主治月該計画が「BEP 防サービスに沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してく ださい。	(平18厚労令35第144条 第3号) 平11老企25第4・3・ 6(2)②
	介護予防短期入所 画の作成に当たっ	はい・いいえ		平25規則35第117条第4 号
ては、その 者又はその	画の作成に当たり 内容について利用 家族に対して説明 の同意を得ていま			(平18厚労令35第144条 第4号)
	介護予防短期入所 画を作成した際に	はい・いいえ	〇 介護予防短期入所生活介護計画は、2年間保存しなければなりません。	平25規則35第117条第5 号
は、当該介	護予防短期入所生 を利用者に交付し			(平18厚労令35第144条第5号) 平11老企25第4・3・6(2)③
	提供に当たって 防短期入所生活介	はい・いいえ		平25規則35第117条第6 号
護計画が作 には、当該 用者が日常	成されているまでは、 成さ画に基づさき、利 生活を営むのに必 行っていますか。			(平18厚労令35第144条 第6号)
	提供に当たって 寧に行うことを旨	はい・いいえ		平25規則35第117条第7 号
とし、利用 対し、サー について、	要に行うことでは 者又はその家族に ビスの提供かよう 理解しやすか。			(平18厚労令35第144条 第7号)
	防支援等の事業の 営並びに指定介護	はい・いいえ		平11老企25第4·3· 6(2)④
予た関働に護け業防置をし予サ介予提当護防めす省お予た者サ付求で防一護防供該計支のる令い防指等一けめいサビ予短の介画援効基第てサウ定にビらるる一ス防期求護を等果準37、一介対スれもこビを支入め予提を	当に的(号「ビ護し等てのとス提援所が防供外 「大きな、 「ない、 「ない、 「ない、 でい。 「ない、 でい。 「ない、 でいる。 はい、 でいる。 にいる。			

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
3 その他運営基準 (1) その他運営基準は、短期入所 生活介護事業の運営基準と同 様です。			
第3-1 基本方針((介護予防)コ	Lニット型短期入所生活	舌介護)	
1 基本方針 (1) ユニステン (1) 基本方針 (1) ユニットの (1) 東利 (1) 東京	はい・いいえ	○ 「ユニット」とは、ユニット型事業であって、その全部において 少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居 室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。) により一体的に構成される場所をいいます。 ○ 「ユニット」は、居室及び共同生活室のほか、洗面設備及び便所 を含みます。	平25規則34第140条 (平11厚令37第140条の 3) 平25規則34第139条 (平11厚令37第140条の 2) 平11老企25第3・8・ 4(3)③
第3-2 設備に関する基準((介護	・ 隻予防)ユニット型短掉	明入所生活介護)	1
1 設備基準 (1) ユニック (1) は、 (1) は、 (1) を (1) を (1) が	はい・いいえ	○ 利用者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの利用者と交流したり、多数の利用者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましいです。	平11老企25第3·8·4(3)① 平11老企25第3·8·4(3)④
(2) ユニット型短期入所生活介護事業所には、次に掲げまる設備を設けるとともに、短期入にときに対けるととは供するにのでは、短いのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	はい・いいえ	○ 他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該社会福祉施設及び当該ユニット型短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができます。 ○ 等無所にあっては、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設ユニット型事業所」といいます。)のでは、前項の規定にかかわらする特別表で、中で、の規定にあかけ、所要、の効率のが、対して、当該併設ユニット型事業所を併設本をが設ける時間であり、所名の人下「当該併設ユニット型事業所の利用者及び併設本体施設の人所者に対するサービス提供上支障がないときは、併設本体施設の上記設備(ユニットを除く)をユニット型短期入所生活介護事業の用に供することができます。	平25規則34第141条第3項 (平11厚令37第140条の 4第3項) 平25規則34第141条第4項 (平11厚令37第140条の 4第4項)
(3) 居室は、 1 人	はい・いいえ	○ 夫婦で居室を利用する場合など、サービス提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができます。 ○ ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うといいますユニットケアの特徴を踏まえたものでなければなりません。 ○ 当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられる居室とは次の3つをいいます。	平25規則34第141条第6 項第1号イ(1)(2)(3) 平24条例46第56条第2項 平11厚令37第140条の4 第6項第1号) 平11老企25第3・8・ 4(3)⑤⑥ロ
د <i>.</i>		 場合には、利用定員が15人までのユーットも認めます。 □ ユニット型事業所では、居宅に近い居住環境下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、利用者は長年使い慣れた箪笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類されます。 a ユニット型個室床面積は、10.65平方メートル以上(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とすること。 	平11老企25第3·8· 4(3)⑥木

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		b ユニット型個室的多味室(経過措置)	
(4) 共同生活室は、次の基準を満たしていますか。 ① いずれかのユニット談では、大いがあるトラーは、一次の人の大きないがある。 では、大きないが、ないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、ないが、大きないが、大きないが、ないないが、ないかいは、ないないが、ないないが、ないかいはないが、ないかいは、ないないが、ないかいはないが、ないかいはないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないないが、ないないないが、ないないないない	はい・いいえ	 ○ 他のユニットの利用者が、当該共同生活室を通過することなく、事業所内の他の場所に移動することができるようになっていなければなりません。 ○ 当該ユニットの利用者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていなければなりません。 ○ 要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければなりません。 ○ 利用者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し、調理設備を設けることが望ましいです。 	平25規則34第141条第6 項第1号ロ (平11厚令37第140条の 4第6項第1号ロ) 平11老企25第3・8・ 4(3)⑦
(5) 洗面設備は、次の基準を満たしていますか。 ① 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ② 要介護者が使用するのに適したものとすること。	はい・いいえ	O 洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましいです。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。この場合にあっては、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましいです。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。	平25規則34第141条第6 項第1号ハ (平11厚令37第140条の 4第6項第1号ハ) 平11老企25第3・8・ 4(3)⑧
(6) 便所は、次の基準を満たしていますか。 ① 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ② 要介護者が使用するのに適したものとすること。	はい・いいえ	○ 便所は、居室ごとに設けることが望ましいです。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。この場合にあっては、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましいです。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。	平25規則34第141条第6 項第1号二 (平11厚令37第140条の 4第6項第1号二) 平11老企25第3・8・ 4(3) ⑨
(7) 浴室は、要介護者が入浴する のに適したものとなっていま すか。	はい・いいえ	O 浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましいです。	平25規則34第141条第6 項第2号 (平11厚令37第140条の 4第6項第2号) 平11老企25第3・8・ 4(3) ⑩
2 その他の構造設備の基準 (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上 となっていますか。ただし、 中廊下の幅は、2.7メートル以 上となっていますか。	はい・いいえ	O 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないと認められる場合には、1.5メートル以上(中廊下にあっては、1.8メートル以上)として差し支えありません。	平25規則34第141条第7 項第1号 (平11厚令37第140条の 4第7項第1号)
(2) 廊下、共同生活室、便所その 他必要な場所に常夜灯を設け ていますか。	はい・いいえ		平25規則34第141条第7 項第2号 (平11厚令37第140条の 4第7項第2号)
(3) 階段の傾斜を緩やかにしていますか。	はい・いいえ		平25規則34第141条第7 項第3号 (平11厚令37第140条の 4第7項第3号)
(4) 消火設備その他非常災害に際 して必要な設備を設けていま すか。	はい・いいえ		平25規則34第141条第7 項第4号 (平11厚令37第140条の 4第7項第4号)

	自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(5)	ユニット又は浴室が 2 階以上 の階にある場合は、1以上の 傾斜路を設けていますか。 (ただし、エレベーターを設 けるときは、この限りであり ません。)	はい・いいえ		平25規則34第141条第7 項第5号 (平11厚令37第140条の 4第7項第5号)
(6)	その他の設備及び備品等の基準は、短期入所生活介護の設備に関する基準と同様です。			
第3 -	- 3 運営に関する基準((介語	 隻予防)ユニット型短	 期入所生活介護)	
1	ユニット型短期入所生活介護 の取扱方針			
(1)	利用者が、その有する能力に応見る。その有する能力に応見なるに対して、一切では活躍情報を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	はい・いいえ	○ サービス提供に当たっては、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため従業者は、一人一人の利用者について、個性、心身の状況、利用に至るまでの生活歴とその中で常生活上の活動を適切に援助しなければなりません。なお、こうしたことから明らかなように、利用者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当ではありません。	平25規則34第143条第1項 (平11厚令37第140条の 7第1項) 平11老企25第3・8・ 4(5)①
(2)	各ユニットにおいて利用者が それぞれの役割を持って生活 を営むことができるよう配慮 して行われていますか。	はい・いいえ	○ 従業者は、利用者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、利用者が他の利用者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことにならないようにすることにも配慮が必要です。	平25規則34第143条第2項 (平11厚令37第140条の 7第2項) 平11老企25第3・8・ 4(5)②
(2)	利田老のゴニノバン の歴史	1415 1515 =		
(3)	利用者のプライバシ―の確保 に配慮して行われています か。	はい・いいえ		平25規則34第143条第3 項 (平11厚令37第140条の 7第3項)
(4)	利用者の自立した生活を支援	はい・いいえ		平25規則34第143条第4
	することを基本として、利用 者の要介護状態の軽減又は悪 化の防止に資するよう、その 者の心身の状況等を常に把握 しながら適切に行われていま すか。			項 (平11厚令37第140条の 7第4項)
(5)	従業者は、サービスの提供に	はい・いいえ		平25規則34第143条第5
	当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。			(平11厚令37第140条 <i>0</i> 7第5項)
(6)	自らその提供するサービスの	はい・いいえ		平25規則34第143条第6 項
	質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。			(平11厚令37第140条 <i>0</i> 7第8項)
	介護 介護は、各ユニットにおいて 利用者が相互に社会的関係を	はい・いいえ	O 自律的な日常生活を支援するといいます点では、利用者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意してく	平25規則34第144条第1 項
	報告、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われていますか。		ださい。	(平11厚令37第140条の 8第1項) 平11老企25第3・8・ 4(6)①
(2)	利用者の日常生活における家	はい・いいえ	〇 「日常における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付	平25規則34第144条第2
	事を、利用者が、その心身の 状況等に応じて、それぞれの 役割を持って行うよう適切に 支援していますか。		け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられます。	項 (平11厚令37第140条 <i>0</i> 8第2項) 平11老企25第3·8· 4(6)②
(3)	利用者が身体の清潔を維持	はい・いいえ	〇 やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に供うできます。	平25規則34第144条第3 項
	し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供していますか。		供に代えることができます。 また、入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、利用者が 精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こう した観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととすると ともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個 浴の実施など利用者の意向に応じることができるだけの入浴機会を 設けなければなりません。	頃 (平11厚令37第140条の 8第3項) 平11老企25第3・8・ 4(6)③

	自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(4)	利用者の心身の状況に応じ て、適切な方法により、排せ	はい・いいえ		平25規則34第144条第4 項
	つの自立について必要な支援を行っていますか。			(平11厚令37第140条6 8第4項)
(5)	おむつを使用せざるを得ない 利用者については、排せつの	はい・いいえ		平25規則34第144条第5 項
	自立を図りつつ、そのおむつ を適切に取り替えていますか。			(平11厚令37第140条6 8第5項)
(6)	(1)から(5)に定めるほか、利	はい・いいえ		平25規則34第144条第6 酒
	用者に対し、離床、着替え、 整容その他日常生活上の世話 を適切に行っていますか。			(平11厚令37第140条6 8第6項)
(7)	常時1人以上の介護職員を介 護に従事させていますか。	はい・いいえ		平24条例46第59条第13
	政に似事でとているすが。			(平11厚令37第140条(8第7項)
(8)	利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型事	はい・いいえ		平24条例46第59条第21
	業所の従業者以外の者による 介護を受けさせていません か。			(平11厚令37第140条(8第8項)
	食事 栄養並びに利用者の心身の状 況及び嗜好を考慮した食事を	はい・いいえ		平25規則34第145条第1項
	提供していますか。			(平11厚令37第140条6 9第1項)
(2)	利用者の心身の状況に応じ て、適切な方法により、食事	はい・いいえ		平25規則34第145条第2 項
	の自立について必要な支援を 行っていますか。			(平11厚令37第140条6 9第2項)
(3)	利用者の生活習慣を尊重した適切ながに、	はい・いいえ	○ 食事は、事業者側の都合で急かしたりすることなく、利用者が自 分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなけ ればなりません。	平25規則34第145条第 項
	とともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができる。 シューカ		10134932270。	(平11厚令37第140条(9第3項) 平11老企25第3・8・ 4(7)①
(4)	利用者が相互に社会的関係を 築くことができるよう、その	はい・いいえ	○ 利用者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、 できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援	平25規則34第145条第4 項
	意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援していますか。		しなければなりません。 その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意してください。	(平11厚令37第140条6 9第4項) 平11老企25第3・8・ 4(7)②
	その他のサービスの提供 利用者の嗜好に応じた趣味、	はい・いいえ		平25規則34第146条第
	教養又は娯楽に係る活動の機 会を提供するとともに、利用 者が自律的に行うこれらの活			項 (平11厚令37第140条(10第1項)
	動を支援していますか。			103311-947
(2)	常に利用者の家族との連携を 図るよう努めていますか。	はい・いいえ	○ ユニット型事業所の居室は、家族や友人が来訪、宿泊して利用者 と交流するのに適して個室であることから、これらの者ができる限	平25規則34第146条第2項
			り気軽に来訪、宿泊することができるよう配慮しなければなりません。 し、	(平11厚令37第140条 10第2項) 平11老企25第3・8・ 4(8)②
	運営規程 事業所ごとに、次に掲げる事	はい・いいえ	○ 第1-4の27「運営規程」を参照してください。	平25規則34第147条
	業の運営についての重要事項 に関する規程(運営規程)を 定めていますか。			(平11厚令37第140条 11)
	① 事業の目的及び運営の方針			
	② 従業者の職種、員数及び 職務内容			
	③ 利用定員 ④ ユニットの数及びユニットごとの利用定員			
	5 指定短期入所生活介護の 内容及び利用料その他の			
	費用の額 ⑥ 通常の送迎の実施地域 ⑦ サービス利用に当たって			
	グ サービス利用に当たって の留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方			
	法			1

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
⑨ 非常災害対策⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項⑪ その他運営に関する重要事項⑥ 勤務体制の確保等			
(1) 利用者に対し適切なサービス を提供できるよう、ユニット 型事業所ごとに従事者の勤務 の体制を定めていますか。	はい・いいえ		平24条例46第60条第1項 (平11厚令37第140条の 11の2第1項)
(2) (1) の従業者の動務体制を定める職員配置を行っていま、ユニニットでは、人は職員で行っていいでは、人護職するにでした。 では、人護職するとのでは、人護職のでは、人人護職のでは、人人護職のでは、人人護職のでは、カーダーをを配置するととのでは、カーダーをを配置する。 第1 できること アーター カーダー カーダー カーダー カーダー カーダー カーダー カーダー カ	はい・いいえ		平24条例46第60条第2項 (平11厚令37第140条の 11の2第2項) 平11老企25第3・8・ 4(10)①②
(3) 事業所ごとに、当該事業所の 従業者によってサービス提供 を行っていますか。	はい・いいえ	状態等に応じて最も配置が必要である時間に充てるよう努めてください。 〇 当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。 ○ 調理、洗濯等利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務について	平24条例46第60条第3項 (平11厚令37第140条の 11の2第3項)
(4) 従業者の資質の向上のため に、研修の機会を確保してい ますか。	はい・いいえ	は、第三者への委託等を行うことを認めています。 O 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。	平25規則34第148条第1 項 (平11厚令37第140条の 11の2第4項)
(5) 全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護専門員、政令で定規を名者等に規格を有害の資質する者を定める者等にに認知を介え、)に対し、研修を受講されて、認知を必要な措置を表し、のに対し、研修を受講されて、は、表述の必要な措置を請していますか。	はい・いいえ	○ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格をするとを表務ではるためにいな、介理ない、表別を表示である。 とを義務がけることをものであり、これで、記知症の人の尊厳の保障を実現していて、認知症の人の尊厳の保障を実現していて、認知症の人の尊厳の保障を実現していて、認知症の人の尊厳の保障を実現していて、認知症の人の尊厳の保障を実現していて、認知症の人の尊厳の保障を実現していて、認知症の人の尊厳の保障を実現していて、認知症の人の尊厳の保障を実現していて、認知症の人の尊厳の保障を実現していて、認知症の人の尊厳の保障を実現していて、認知症の人の尊厳の保障を実現していて、認知症の人の尊厳の保障を実現していて、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、	11002年4項) 平112金225第3·8·4(10) ③ 参照(第3·2·3(6)③)
(6) 管理者は、ユニット型施設 の管理等に係る研修を受講す るよう努めていますか。	はい・いいえ	う師等とします。	平25規則34第148条第2 項

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(7) 職場において行われる性的な言動とというな関係を背影とであって無いて行われる性的な関係を背上のないないで範囲を記した。 おいまれるのには、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないで	はい・いいえ	○ 事業主が講ずべきさい、	平25規則34第138条 (準用第87条第4項) 平11老企25第3·8·4(10) ④ 参照 (第3·1·3(21)④)
7 定員の遵守 (1) ユニットごとの利用定員及び 居室の定員を超える数以上の 利用者に対して同時に短期入 所生活介護を行っていません か。	はい・いいえ	〇 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は差し支えありません。	平25規則34第149条 (平11厚令37第140条の 12)
8 その他運営基準 (1) その他運営基準は、短期入所 生活介護事業の運営基準と同 様です。			
 第4 共生型短期入所生活介護の基準		I	<u> </u>
1 設備に関する基準 (1) 居室の面積は、短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上となっていますか。	はい・いいえ	○ その他の設備については、指定短期入所事業所として満たすべき 設備基準を満たしていれば足りるものとします。 なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者 及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることか ら、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る 壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、必要ありませ ん。	(平11厚令37第140条の 14第1号) 平11老企25第3・8・ 5(2)
2 人員基準 (1) 従業者の員数は、当該短期入 所事業所が提供する指定短期 入所の利用者の数を指定短期 入所の利用者及び共生型短期 入所生活介護のとした場合における当該短期入所事業所として必要とされる数以上配置していますか。	はい・いいえ	○ 昼間に生活介護を実施している障害者支援施設の空床利用型又は 併設型の指定短期入所事業所の従業者については、前年度の利用者 の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになってお り、その算出に当たっては、共生型短期入所生活介護を受ける利用 者(要介護者)は障害支援区分5とみなして計算してください。	(平11厚令37第140条の 14第2号) 平11老企25第3・8・ 5(1)①
(2) 管理者は指定短期入所生活介 護の場合の基準を満たしてい ますか。	はい・いいえ	O 共生型短期入所生活介護事業所の管理者と短期入所事業所の管理者を兼務することは差し支えありません。	(平11厚令37第140条の 15) 平11老企25第3・8・ 5(1)②

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
3 その他 (1) 共生型短期入所生活介護の利 用者に対して適切なサービス を提供するため、短期入所生 活介護事業所その他の関係施 設から必要な技術的支援を受 けていますか。	はい・いいえ		(平11厚令37第140条の 14第3号)
4 準用 (1) 上記のほか、基本方針、管理 者及びその他の運営に関する 基準については、短期入所生 活介護事業と同様です。		○ 定員については、短期入所事業の専用の居室のベッド数と同数とします。つまり、併設事業所の場合は指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数、空床利用型事業所の場合は障害者支援施設の居室のベッド数となります。 例えば、併設事業所で利用定員20人といいます場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて20人といいます意味であり、利用日によって、要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であっても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であっても、美し支えありません。	(平11厚令37第140条の 15) 平11老企25第3・8・ 5(4)
第5 変更の届出等			
1 変更の届出等 (1) 事業所の名称及び所在地その他とうなり、一般では事事に変更があったときは、10日半の一般では、10日半の一のでは、10日半の一のでは、10日半の一のでは、10日半の一のでは、10日半の一のでは、10日半の一のでは、10日半の一のでは、10日半の一のでは、10日半の一のでは、10日半の一のでは、10日半のでは、10日半ののでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半ののでは、10日半ののでは、10日半ののでは、10日半ののでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半ののでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半ののでは、10日半ののでは、10日半ののでは、10日半ののでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半のでは、10日半ののでは、10日半ののでは、10日半ののでは、10日半ののでは、10日本ののでは、10日本ののでは、10日本ののでは、10日本ののでは、10日本ののでは、10日	はい・いいえ	① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等 ④ 当該申請に係る事業を特別養護老人ホームにおいて行う場合又は併設事業所において行う場合にあっては、その旨 ⑤ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ⑥ 事業を特別養護老人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは利用者の推定数 ⑦ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑧ 運営規程 ⑨ 協力医療機関の名称及び診療名並びに当該協力医療機関との契約の内容	法第75条第1項 施行規則第131条第8号
2 介護サービス情報の報告 年1回、指定情報公表センター	はい・いいえ	○ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は 休止の日の1月前までに、その旨を市長(市福祉部介護保険課)に 届け出てください。 ○ 新規事業所は基本情報のみ報告し、既存事業所は基本情報と運営情 報を報告します。	法第75条第2項 法第115条の35第1項
・ 日本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。	140 0.0.7	○ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象となります。	施行規則第140条の43、 44、45
3 業務管理体制の整備 (1) 業務管理体制を適切に整備 し、関係行政機関に届け出て いますか。	はい・いいえ	届出年月日届出先	施行規則第140条の 39、40
		(届出先) ① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者・・・厚生労働大臣 ② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局に所在する事業者・・・主たる事務所の所在地の都道府県知事 ③ すべての指定事業所が1の都道府県に所在する事業者・・・都道府県知事 ④ すべての指定事業所が1の都道府県に所在する事業者・・・都道府県知事 ④ すべての指定事業所が1の指定都市の区域に所在する事業者・・・指定都市の長 ⑤ 地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が川越市に所在する事業者・・・川越市長(市福祉部介護保険課) ※ 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者は、「地方厚生局の管轄区域」を参照し、事業所等がいくつの地方厚生局管轄区域に所在しているか確認してください。 ※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容は次のとおりです。ア事業所数20よに入れたる事項:法令遵守責任者・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程・周出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施・周出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要	

	自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(2)	業務管理体制(法令等遵守) についての考え(方針)を定 め、職員に周知しています	はい・いいえ		
(3)	業務管理体制 (法令等遵守) について、具体的な取組を 行っていますか。	はい・いいえ	※ 行っている具体的な取組(例)を〇を選択してください。	
(4)	業務管理体制(法令等遵守) の取組について、評価・改善 活動を行っていますか。	はい・いいえ		

	自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
第6	介護給付費の算定及び取扱い			1
	基本的事項 費用の額は、平成12年厚生省告 示第19号の別表 「指定居宅サー ビス介護給行費単位数系 8 短 規入所生活介護費」(介護 25 阪 短期入所生活介護員においでは、 平成18年厚生指定介護において第127 号の別表「付護予介数 6 介護 表「付護予介数表 6 介 で 予防短期入所生活すか。	はい・いいえ		平12厚告19第1号
(2)	費用の額は、平成27年厚生労働 省告示第93号の「厚生労働大臣 が定める1単位の単価」に、別 表に定める単位数を乗じて算定 していますか。	はい・いいえ		平12厚告19第2号
(3)	(1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	はい・いいえ		平12厚告19第3号
	所定単位数の算定 別に厚生が定める施厚 原生 が 動大 が で が と が で が と が で が と が を が を が と が と が と が と が と が と が と	はい・いいえ	○ 厚生労働大臣が定める施設基準及び厚生労働大臣が定める基準 厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第 96号)第9号及び第10号を参照してください。 ○ 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 「東生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成 12年2月10日厚生省告示第29号)第1号を参照してください。	平12厚告19別表8・注1
(2)	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者全員について、所定単位数が減算されます。 ① 夜間時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として施設ごとに設定する時間とする)において夜勤職員数が基準に定める員数を満たさない事態が4日以上発生した場合 ② 夜間時間帯において夜勤職員数が基準に定める員数を満たさない事態が4日以上発生した場合 ○ 夜勤職員基準に定められる夜勤を行う職員の員数が交代で勤務することにより当該基準を満たして構わないものとします。また、夜勤職員数回配置されるべき職員の配置されるべき職員の配置されるでも、整数部分の員数の職員の配置にないが変動時間帯に勤りの配職員の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、小数部分の数以上となるように職員を配置することとします。なお、この場合において、整数部分の員数の職員に加えて別の職員の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、小数部分の数以ととなるように職員を配置することとします。 ○ で、連続する時間帯である必要はありません。当該を勤時間帯において最も配置が必要である時間に充てるよう努めることとします。 ○ で、表述で、表述で、表述で、表述で、表述で、表述で、表述で、表述で、表述で、表述	平12厚告19別表8·注1 平12老企40第2·1(6)
(3)	利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし		平12厚告19別表8·注1 平12厚告27第3号 平12老企40第2·1(3)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		○ ①定員超過利用関係 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用について は、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であっ て、定員超過利用が習用まで継続することがやむを得ないと認められる 場合は翌月も含む)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、や むを得ない理由がないにもかかわらず、その翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の 減額を行います。また、この場合にあっては、やむを得ない理由により 受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均 利用延人員数に含まないこととします。	
		〇 ①定員超過利用関係 老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置 (又は同法第11条第1項第2号の規定による市町村が行った措置(特別 養護老人ホームの空床利用の場合のみ)によりやむを得ず利用定員を超 える場合は、利用定員に100分の105を乗じて得た数(利用定員が40人 を超える場合にあっては、利用定員に2を加えて得た数)までは減算が 行われません。なお、この取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なも のであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があります。	平12老企40第2・2(2)
		○ ②人員基準欠如関係(従来型) ア 看護師等の員数を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の 平均を用います。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者 の延数を当該前年度の日数で除して得た数とします。この平均利用 者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとし ます。	平12老企40第2・1(5)
		イ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します。 ウ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合	
		を除きます)。 ③ 人員基準欠如関係(ユニット型) ある月(暦月)に基準に満たない事態が発生した場合に、その翌々月 から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について、所定単位数が減算されます(ただし、翌月の末日において人員基 準を満たすに至っている場合を除きます)。	平12老企40第2・2(5)
(4) ユニット型短期入所生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 厚生労働大臣が定める施設基準 ① 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ② ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。 ○ ある月(暦月)に基準に満たない事態が発生した場合に、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について、所定単位数が減算されます(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます)。	平12厚告19別表8・注2 平27厚労告96第11号 平12老企40第2・2(5)
	はい・いいえ・該当なし	新築、増床又は減床の場合の入所者数 新設又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む)の入所者数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を入所者数とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全入所者の延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全入所者の延数を1年間の日数で除して得た数とします。減床の場合は、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の延入所者	平12老企40第2・1(7)
3 身体拘束廃止未実施減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体的 束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算 していますか。	はい・いいえ・該当なし	数を延日数で除して得た数とします。 【厚生労働大臣が定める基準】 指定居宅サービス等基準第128条第5項及び第6項(指定居宅サービス等基準第128条第5項及び第6項(指定居宅サービス等基準第128条第5項】 第7項及び第8項に規定する基準に適合していること。 【指定居宅サービス等基準第128条第5項】 指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 【指定居宅サービス等基準第128条第6項】 指定居宅サービス等基準第128条第6項】 指定居宅サービス等基準第128条第6項】 指定居期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	平12厚告19別表8・注3 平27厚労告95 第34の3の2号
		三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を 定期的に実施すること。	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		※ 身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、居宅サービス基準第128条第5項の記録(同条第4項に規定する身体的拘束等を行う場合の記録)を行っていない場合及び同条第6項に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算します。	平12老企40第2・2(6)
		具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算します。	
4 高齢者虐待防止措置未実施減算		【厚生労働大臣が定める基準】 【	平12厚告19別表8·注4
別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1	はい・いいえ・該当なし	指定居宅サービス等基準第140条(指定居宅サービス等基準第百四十条の十三において準用する場合を含む。)又は第140条の15において準用する指定居宅サービス等基準第37条の2に規定する基準に適合していること。	平27厚労告95 第三34の3の3号
に相当する単位数を所定単位数 から減算していますか。		【指定居宅サービス等基準第37条の2】 短期入所生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の 各号に掲げる措置を講じなければならない。	
		 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 	
		三 当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 四 前記一から三に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
		※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、居宅サービス基準140条(第140条の13において準用する場合を含む。)又は第140条の15において準用する第37条の2(虐待の防止)に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について、所定単位数から減算することとします。	平12老企40第2・2(7)
5 業務継続計画未策定減算	+ \	 【厚生労働大臣が定める基準】	平12厚告19別表8·注5
別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当す	はい・いいえ・該当なし	指定居宅サービス等基準第140条(指定居宅サービス等基準第140条の13において準用する場合を含む。)又は第140条の15において準用する指定居宅サービス等基準第30条の2第1項に規定する基準に適合していること。	平27厚労告95 第三34の3の4号
る単位数を所定単位数から減算 していますか。		【指定居宅サービス等基準第30条の2第1項】 短期入所生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時おいて、利用者に 対する短期入所生活介護の提供を継続的に実等さための、及び非常時の体 制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策 定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
		※ 業務継続計画未策定減算については、居宅サービス基準第140条 (第140条の13において準用する場合を含む。)又は第140条の 15において準用する第30条の2第1項(業務継続計画の策定等)に 規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月(基準を満た さない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月)から基準に満た ない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員につい て所定単位数から減算することとなります。	平12老企40第2の2(8)
		○ 感染症若しくは災害のいずれかの又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となります。	令和6年度介護報酬改 に関するQ&A(令和6 3月15日)問164
		○ 令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、減算の算定要件ではありません。	
6 共生型短期入所生活介護の単位			
数 (1) 共生型短期入所生活介護の事業	はい・いいえ・該当なし		平12厚告19別表8・注 <mark>6</mark>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
7 生活相談員配置等加算 (1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、方子情報処理長に対した日本を持りる様式によりる、所生活介護人のお生活介護人ので、共生型短期入所生活が譲入いて、上でいる場合は、生活にの背にしている場合は、生活につき13単位を所定単位数に加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 厚生労働大臣が定める基準 ① 生活相談員を1名以上配置していること。 ② 地域に貢献する活動を行っていること。 ○ 本体施設が障害者支援施設である併設事業所及び空床利用型事業所については、配置している従業者の中に、既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しても差し支えありません。 なお、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ生活相談員を配置している場合は、その曜日のみ加算の算定対象としてください。 ○ 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや保育園等との交流会など)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボ気シティアの受入や活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めてください。	平12厚告19別表8・注7 平27厚労告95第34号の3 平12老企40第2・2(9)
8 生活機能向上連携加算 (1) 別に厚生労働大臣が定める基準 に適合しているものとして、電 子情報処理組織を使用する方法	はい・いいえ・該当なし(加算の種類)	① 生活機能向上連携加算(I)② 生活機能向上連携加算(I)2 0 0 単位	平12厚告19別表8・注 8
により、 により、 市長に対し、 表建局行つおいた短期 大短期外部との状況等の訓練計画で の身体の状況等の訓練計画を 作成した場合に従い、 指が高いでは、 指が高いでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	1 - П	○ 厚生労働大臣が定める基準 ① 生活機能向上連携加算(I) 次のいずれにも適合すること。 (1) 指定訪問リハビリテーション事務所、指定通所リハビリテーション事務所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下「理学療法士等」といいます。)の助言に基づき、当該指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指章短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。)の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向目	平27厚労告95第34号の4
て、1月につき、生活機能向上連携加算(肛)については1月につき、右に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。		上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。	
		○ I・Iのいずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定できません。 ○ 個別機能訓練加算を算定している場合、生活機能向上連携加算(I)は算定せず、生活機能向上連携加算(I)は1月につき100単位を所定単位数に	
		加算してください。 〇 生活機能向上連携加算(I)は次の点に留意してください。 イ 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないも他のに限る。)の理学療法士等の助言に基づき、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「者能訓練指導員等」といいます。)が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練指導員等に対し、口管にいるその際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、一大性生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院です。	平12老企40第2・2(10)
		ロ 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーション事業を実施している医療提供施設の理学療法士等は、入浴、排田者のADL(寝返り、起き上がり、覆物、透鏡管理、服事素所、指定通所リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所を出り、アーション事を実所、指定通所リハビリテーション事業所を出り、「おきない」といる医療提供施設の場において地握し、又は、指定短期入所地している医療提供施設の場において地握してICTを活用に活介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADLに関する利用者の状況に対は、理学療法士等がADLに関する利用者の状況に指導員等で事前に方法等を調整するものとします。	
		ハ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施 方法等の内容を記載しなければなりません。目標については、利用 者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の 意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につなが るよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かり やすい目標としてください。 なお、個別機能訓練計画に相当する内容を短期入所生活介護計画 の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成 に代えることができます。	
		ニー 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供してください。	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		ホ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について	
		・ 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族(以下このホにおいて「利用者等」といいます。)に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明してください。また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとしてく等の同意を得なければなりません。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応させてください。	
		へ 機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしてください。 ト 生活機能向上連携加算(I)は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものです。なお、イの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しません。	
		② 生活機能向上連携加算(II) 次のいずれにも適合すること。 (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所としている医療提供施設の理学療法士等が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練計導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。	平27厚労告95第34号の4
		(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに 一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個 別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見 直し等を行っていること。	
		○ 生活機能向上連携加算(II)は次の点に留意してください。 イ 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療機関における疾患別リハビリテーション料の配置に、診療機関における疾患別リハビリテーション料の配置を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院です。	平12老企40第2・2(10)
		ロ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について ・ 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。	
		理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定短期入所生活介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行ってください。 生活機能向上連携加算(I)のハ・ニ・へは、生活機能向上連携加	
		(エ) (大石機能向工建房加昇(1707) (ロップ・ロップ・ロップ・ロップ・ロップ・ロップ・ロップ・ロップ・ロップ・ロップ・	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
9 (1) 機能引動性 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	はい・いいえ・該当なし	○ 機能訓練指導員に係る加算については、専ら当該業務に従事する常勤の機能訓練指導員が配置されることがその要件であることから、併設の通所介護事業所の機能訓練指導員を業務している者については、たとえ常勤の職員であったとしても加算の算定要件は満たさないことに留意してください。 ただし、利用者数(指定介護老人福祉施設に併設される短期入所生活介護事業所又は空床利用型の短期入所生活介護事業所においてはその本体施設の入所者数を含む。)が100人を超える場合であって、別に専ら当該業務に従事する常勤の機能訓練指導員が配置されているときを、その他の機能訓練指導員については、「常勤換算方法で机器を100で除業所の機能訓練指導員を兼務して差し支えありません。例えば、入所者数100人の指定介護を人福祉施設に併設される利用者数20人の短期入所生活介護事業所に被とれて、2人の常勤の機能訓練指導員がいて、そのうちの1人が指定介護を人福祉施設に併設される利用者導20人の短期入所生活介護事業所に扱える場合であっては、もう1人の機能訓練指導員は、勤務時間の5分の1だけ指定介護率しては、もう1人の機能訓練指導員は、勤務時間の5分の1だけ指定介護事と活介護事業所の機能訓練指導員の業務に従事するときは、通所介護、短期入所生活介護事業所の機能訓練指導真の業務に従事するときは、通所介護、短期入所生活介護をび介護福祉施設サービスの機能訓練指導員に係る加算の全てが算定可能となります。	平12厚告19別表8・注9
10個別機能訓練加算 定動 を	はい・いいえ・該当なし	 ○ 厚生労働大臣準定のいずおよと。 (1) 事ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法工、は、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんぽいては、退かに大力・が指圧法で、は、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんぽいては、退かに大力・が指圧法で、は、中央療法工師の資格で有すした経験を有するとに発験を1 日 と と の	平12厚告19別表8·注10 平27厚劳告95第36号

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		(5) ④の目標については、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としてください。 (6) 個別機能訓練加算に係る機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された5人程度以下の小集団(個別対応含む)に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としてください。実施時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定してください。生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するためには、計画的・継続的に行う必要があることから、おおむね週1回以上実施することを目安とします。	
		② 個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅をの家族(以下このでの生活状況を確認した上で、)に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む)や進捗状況等を説明し記録するともに訓練内容の見直し等を行ってください。評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者等の意度を確認の上、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・ADLの改善行ってください。利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等の活用にでいいて、当該利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるのとします。ただし、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者に対ける個人情報の適切な扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	
		(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにしてください。 (多) 機能訓練指導員加算を算定している場合であっても、別途個別機能訓練加算に係る訓練を実施した場合は、同一日であっても個別機能訓練加算に係る訓練を実施した場合は、同一日であっても個別機能訓練加算に係る機能訓練指導員として従事することはできず、別に個別機能訓練指導員加算に係る機能訓練指導員の配置が必要です。個別機能訓練加算に係る機能訓練指導員の配置が必要です。個別機能訓練加算に係る機能訓練加算は、心身機能への働きかけだけでなく、ADL(食事、排泄、入浴等)やIADL(調理、洗濯、掃除等)などの活動への働きかけを行い、心身機能、活動、参加といった生活機能にバランスよく働きかけるものです。 (5) 当該加算の目的・趣旨に沿った目標設定や実施内容等の項目等については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」(令和6年3月15日老高発の315第2号、老老発0315第2号、を参照してください。	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
11看護体制加算 (1)別に厚生労働大臣が定める施設 基準に適合しているものとし て、電子情報処理組織対し、 方法により、市長に対し、届出 を行った短期入、当該施設 所については、、1数に 掲げる区分に従い、1数に口き 右の単位数を所定単位数に加算	はい・いいえ・該当なし (加算の種類) I・II・IIロ・ IVイ・IVロ	1 看護体制加算(I) 4単位 2 看護体制加算(II) 8単位 3 看護体制加算(III) 8単位 4 看護体制加算(III) 6単位 5 看護体制加算(IV) 7 23単位 6 看護体制加算(IV) 13単位 ただし、看護体制加算(IV) 13単位 ただし、看護体制加算(IV) を算定している場合は、看護体制加算(IV) 7 以は口は算定できず、看護体制加算(III) を算定している場合は、看護体制加算(IV) 7 以は口は算定できず、看護体制加算(IV) 7 以は口は算定できません。	平12厚告19別表8・注11
していますか。		○ 厚生労働大臣が定める施設基準 看護体制加算(I) ① 常勤の看護師(いわゆる正看護師に限る)を1名以上配置していること。 ② 利用定員、人員基準に適合していること。 看護体制加算(II) ① 看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置していること。(空床利用の場合は、特別養護老人ホームの看護職員の数が、①かつ特別養護老人ホームに置くべき看護職員の数に1を加えた数以上であること。)	平27厚労告96第12号
		② 当該短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 ③ 利用定員、人員基準に適合していること。 / 看護体制加賀(皿)イ ① 利用定員が29人以下であること。 ② 短期入所生活介護事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の70以上であること。	
			平12老企40第2・2(13)
		必要な看護職員の配置が必要です。 加算(I)及び加算(II)を同時に算定することは可能です。この場合、加算(I)において、加算の対象となる常勤の看護師についても、加算(II)における看護職員の配置数の計算に含めることが可能です。 加算(Ⅲ)及び(IV)の要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たり実績の平均について、利用実人員数又は延利用人数を算定するものとし、要支援者に関しては人員数に含めないでください。	
		○ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによります。 i 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績よる加算の届出はできません。 ii 前3月の実績により届出を行った事業所ついては、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。また、その割合については毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ち訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければなりません。	
		ばなりません。 定員要件 看護体制加算(III)及び(IV)の定員規模に係る要件は、併設事業所に関しては、短期入所生活介護のみ定員に着目して判断してください。例えば、指定介護老人福祉施設の入所者数が50人、併設する短期入所生活介護の利用者が10人である場合、短期入所生活介護については29人以下の規模の単位数を算定します。 なお、空床利用型の短期入所生活介護については、本体の指定老人福祉施設の定員規模で判断します。	
		○ 加算(Ⅲ)及び加算(Ⅳ)については、事業所を利用する利用者全員に算 定することができます。また、加算(Ⅲ)及び加算(Ⅳ)について同時に算 定することが可能です。	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
12 医療連携強化加算 (1) 別に厚生労働人もの定として、方局をしているものとして、合力を使力を使力を使力を使力を使力を使力を使力を使力を使力を使力を推式により、市長に対し、居出護事が定める様式、所にはおいて、別に厚生労働対し場では別のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	はい・いいえ・該当なし	○ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 看護体制加算(I)又は(IV)を算定していること。 ② 利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な 巡視を行っていること。 ③ 主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医 療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っ ていること。 ④ 急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。 ② 厚生労働大臣が定める状態 次のいずれかに該当する状態 ① 喀吸障書等により人工呼吸器を使用している状態 ③ 呼吸障書等により人工呼吸器を使用している状態 ③ 中心静脈注射を実施している状態 ④ 人工腎臓を実施している状態 ⑤ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ⑤ 重新な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態	平12厚告19別表8・注12 平27厚労告95第37号 平27厚労告94第20号
		 ⑦ 経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態 ⑧ 褥瘡に対する治療を実施している状態 ⑨ 気管切開が行われている状態 ○ 看護職員による定期的な巡視とは、急変の予測や早期発見等のために行うものであり、おおむね1日3回以上の頻度で当該利用者のもとを訪れてバイタルサインや状態変化の有無を確認するものです。ただし、巡 	平12老企40第2・2(14)
		視の頻度については、利用者の状態に応じて適宜増加させるべきものです。 あらかじめ協力医療機関を定め、当該医療機関との間に、利用者に急変等が発生した場合の対応についての取り決めを行っている必要があります。 当該取り決めの内容については、短期入所生活介護の提供開始時に利用者に説明し、主治の医師との連携方法や搬送方法も含め、急変が生じ	
		た場合の対応について同意を得ておかなければなりません。なお、当該同意については、文書で記録すべきものです。 ○ 請求明細書の摘要欄に該当する状態を記載し、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載することとします。 ○ 厚生労働大臣が定める状態について ① 「喀痰吸引を実施している状態」とは、指定短期入所生活介護の利	
		用中に喀痰吸引を要する状態であり、実際に喀痰吸引を実施したものであること。 ② 「呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態」については、当該月において1週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っていること。 ③ 「中心静脈注射を実施している状態」については、中心静脈注射により薬剤の投与をされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維	
		まり架前の投資をされている利用有又は中心静脈不養以外に不養権 持が困難な利用者であること。 ④ 「人工腎臓を実施している状態」については、当該月において人工 腎臓を実施しているものであること。 ⑤ 「重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施し ている状態」については、重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期 血圧90mmlg以下が持続する状態、又は、酸素吸入を行っても動脈血	
		酸素飽和度90%以下の状態で常時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っていること。 ⑥ 「人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態」については、当該利用者に対して、人工膀胱又は人工肛門に係る皮膚の炎症等に対するケアを行った場合に算定できるものであること。	
		⑦ 「経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態」については、経口摂取が困難で経腸栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行った場合に算定できるものであること。⑧ 「褥瘡に対する治療を実施している状態」については、以下の分類	
		で第二度以上に該当し、かつ、当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合に限ります。 第一度 皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない(皮膚の損傷はない) 第二度 皮膚層の部分的喪失(びらん、水疱、浅いくぽみとして表れるもの)	
		第三度 皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いくぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもあれば、及んでいないこともある 第四度 皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している ③ 「気管理器が行われているが思りになった。気管切開が行われて	
		いる利用者について、気管切開に係るケアを行った場合に算定できるものであること。 〇 在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定できません。	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
13看取り連携体制加算別に厚生労働大臣が定める基準に適合している機を使用する機を使用する機を使用する機を使用する機を使用する機を使用する機を対し、電子情報処理組織を使用する機をでし、おりの方法に定定めが一般である届出を行ったで短期入所に生活労働大臣が定める基準に同合する	はい・いいえ・該当なし	【厚生労働大臣が定める基準】 イ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (1) 看護体制加算(II) 又は(IV) イ若しくは口を算定していること。 (2) 看護体制加算(I) 又は(III) イ若しくは口を算定しており、かつ、当該短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 「看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。	平12厚告19別表8の注13 平27厚労告95第37の2号
関列氏がいるでは、 利用者について着取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度として、1日につき64単位を加算していますか。		【厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者】 次に掲げるいずれの基準にも適合する利用者 イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと 診断した者であること。 ロ 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に 応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用 し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを 受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受け ている者を含む。)であること。	平27厚労告95第37の2号
		○ 看取り連携加算について	平12老企40第2・2(15)
		② 「24時間連絡できる体制」とは、事業所内で勤務することを要するものではなく、夜間においても短期入所生活介護事業所から連絡でき、必要な場合には短期入所生活介護事業所からの緊急の呼び出しに応じて出勤する体制をいうものです。 ③ 管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、「看取り期における対応方針」が定められていることが必要であり、同対応方針においては、例えば、次に掲げる事項を含むことと	
		します。 ア 当該事業所における看取り期における対応方針に関する考え方	
		 ④ 看取り期の利用者に対するケアカンファレンス、看取り期における対応の実践を振り返る等により、看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス提供体制について、適宜見直しを行ってください。 ⑤ 看取り期の利用者に対するサービス提供においては、次に掲げる事項 	
		を介護記録等に記録し、多職種連携のための情報共有を行ってください。 ア 利用者の身体状況の変化及びこれに対する介護についての記録 イ 看取り期におけるサービス提供の各プロセスにおいて利用者及び家族等の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録	
		(⑥) 利用者の看取りに関する理解を支援するため、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、介護記録等その他の利用者に関する記録の開示又は当該記録の写しの提供を行う際には、適宜、利用者等に理解しやすい資料を作成し、代替することは差し支えありません。 (⑦) 短期入所生活介護事業所等から医療機関へ入院した月と死亡した月が	
		異なる場合でも算定可能ですが、看取り連携体制加算は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、短期入所生活介護を終了した翌月についても自己負担を請求されることになるため、利用者が入院する際、入院した月の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り連携体制加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要です。	
		8 短期入所生活介護事業所は、入院の後も、継続して利用者の家族や入院先の医療機関等との継続的な関わりを持つことが必要です。なお、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、入院の際、本人又は家族等に対して説明し、文書にて同意を得ておくことが必要です。	
		に、本人の状態や、家族寺に対する連絡状況寺について記載しておくことが必要です。 なお、家族等が利用者の看取りについてともに考えることは極めて重要であり、事業所は、定期的に連絡を取ることにより、可能な限り家族等の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要です。	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		(II) 短期入所生活介護事業所において看取りを行う際には、個室又は静養室を利用するなど、ブライバシーの確保及び家族等への配慮について十分留意することが必要です。 (II) 看取り期の利用者に対するサービス提供に当たっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族等と必要な情報の共有等に努めてください。	
14 を勤職員配置加算 (1) 別に厚生労働大臣が定める夜勤 を行う職員の勤務条件に関する 基準を満たすものとして、電力 情報処理組織を使用する活法により、市長に対し、老健局長た 短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に	はい・いいえ・該当なし (加算の種類) I・II・III・IV	1 夜勤職員配置加算(I) 13単位 2 夜勤職員配置加算(II) 18単位 3 夜勤職員配置加算(III) 15単位 4 夜勤職員配置加算(IVI) 20単位 ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加 算は算定できません。また、共生型短期入所生活介護の事業を算定して いる場合は、算定できません。	平12厚告19別表8・注 <mark>14</mark>
では、当該歴年に預りる区別に 従い、1日につき右の単位数を 所定単位数に加算しています か。		【厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準】 1 夜勤職員配置加算(1) (1) 短期入所生活介護費を算定していること。 (2) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準イ(1)又はロ(1)に規定する数に1を加えた数以上であること。 ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。	平12厚告29第1号八
		a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 を勤を行う介護職員又は看護職員の数に10分の9を加えた数 i 見守り機器を、当該事業所の利用者の数の10分の1以上	
		の数設置していること。 ii 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。	
		b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 を勤を行う介護職員又は看護職員の数に10分の6を加えた数 (夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準ロ(1)(一)fの規定に 基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合に あっては、夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に10分の8 を加えた数)	
		i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該事業所の利用者の 数以上設置していること。 ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行うすべての介護職員又は看 護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が 図られていること。	
		iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保 並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、 かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職 員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置 し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当 該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実 施を定期的に確認していること。	
		(1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要と する利用者への訪問及び当該利用者に対する適切な ケア等による利用者の安全及びケアの質の確保	
		(2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3) 見守り機器等の定期的な点検	
		(4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員 研修	
		2 夜勤職員配置加算(Ⅱ) (1) ユニット型短期入所生活介護費を算定していること。 (2) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、夜勤を行う職員の勤務 条件に関する基準イ(2)又はロ(2)に規定する数に1を加えた数以上 であること。	
		ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。 a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に10分の9を加えた数	
		i 見守り機器を、当該事業所の利用者の数の10分の1以上の 数設置していること。 ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置 し、必要な検討等が行われていること。 b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に10分の6を加えた数	
		i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該事業所の利用者の 数以上設置していること。 ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行うすべての介護職員又は看 護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が 図られていること。 iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保	
		11 見守り機器等を活用する際の女室体制及のケアの員の確保 並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、 かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職 員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置 し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当 該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実 施を定期的に確認していること。	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		(1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要と する利用者への訪問及び当該利用者に対する適切な ケア等による利用者の安全及びケアの質の確保	
		(2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	
		(3) 見守り機器等の定期的な点検 (4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員 研修	
		3 夜勤職員配置加算(Ⅲ) (1) 1-(1)及び(2)に該当するものであること。 (2) 夜勤時間帯を通じて、看護職員又は次のいずれかに該当する職員を 1人以上配置していること。 a 介護福祉士(特定登録者及び新特定登録者を除きます。)で あって、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲 げる行為のうちいずれかの行為に係る実地研修を修了している	
		者 b 特定登録者であって、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第13条第5項に規定する特定登録証の交付を受けている者 c 新特定登録者であって、介護サービスの基盤強化のための介護	
		保険法等の一部を改正する法律附則第13条第11項において 準用する同条第五項に規定する新特定登録証の交付を受けてい る者	
		d 社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項に規定する認定 特定行為業務従事者 (3) (2) a、b又はcに該当する職員を配置する場合にあっては喀痰吸引等業務の登録(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項に規定する登録をいいます。)を、②dに該当する職員を配置する場合にあっては特定行為業務(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。)の登録(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項に規定する替録をいう。)を受けていること。	
		4 夜勤職員配置加算(IV) (1) 2-(1)及び(2)に該当するものであること。 (2) 3-(2)及び(3)に該当するものであること。	
		○ 特定登録者及び新特定登録者について 「特定登録者」・・ 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等 の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七 十二号)附則第十三条第一項に規定する特定登 録者をいいます。 「新特定登録者」・・ 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等	
		の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十三条第九項に規定する新特定 登録者を言います。	
		○ 夜勤を行う職員の数は、暦月の1日平均夜勤職員数とします。1日平均 夜勤職員数は、暦月ごとに夜間時間帯(午後10時から午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。)における延夜勤時間数を、当該月 の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位 以下は切り捨てるものとします。	平12老企40第2・2(16)
		○ 介護老人福祉施設の併設事業所である場合又は空床利用の短期入所生活 介護を行う場合にあっては、短期入所生活介護の利用者数本体施設であ る介護老人福祉施設の入所者数を合算した人数を介護老人福祉施設の 「入所者の数」とした場合に、夜勤職員基準に従い必要となる夜勤職員 の数を上回って配置した場合に、加算を行います。	
		○ ユニット型短期入所生活介護事業所にあっては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとします。	
		○ 夜勤職員基準第1号ハの(1)(二)及び(2)(二)ただし書に規定する見守り機器(利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう。以下同じ。)を使用する場合における基準については、以下のとおり取り扱うこととします。	
		イ 必要となる夜勤職員の数が0.9を加えた数以上である場合においては、次の要件を満たすこと。 a 利用者の10分の1以上の数の見守り機器を設置すること。	
		b 「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担 軽減に資する方策を検討するための委員会(以下「委員会」と いう。)」は、3月に1回以上行うこと。「見守り機器を安全 かつ有効に活用するための委員会」は、テレビ電話装置等を活 用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委 員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の 適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報シ ステムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	
		ロ 必要となる夜勤職員の数が0.6を加えた数以上である場合(夜勤職員 基準第第一号ロの(1)(一)fの規定に該当する場合は0.8を加えた数 以上である場合)においては、次の要件を満たすこと。	
		a 利用者が使用するすべての居室に見守り機器を設置すること。	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		b インカム (マイクロホンが取り付けられたイヤホンをいう。以下同じ。) 等の職員間の連絡調整の迅速化に資する機器及び見守り機器の情報を常時受信可能なスマートフォンやタブレット端末等の機器を、全ての夜勤職員が使用し、利用者の状況を常時把握すること。	
		c 委員会は3月に1回以上行うこと。また、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守するこ	
		と。 また、委員会には、管理者だけでなく実際に夜勤を行う職員 を含む幅広い職種やユニットリーダー等の役割の者が参画する ものとし、実際に夜勤を行う職員の意見を尊重するよう努める こととする。	
		d 「利用者の安全及びケアの質の確保に関する事項」を実施すること。具体的には次の事項等の実施により利用者の安全及びケアの質の確保を行うこととする。 (1) 見守り機器等を使用する場合においても、一律に定時巡回等をとりやめることはせず、個々の利用者の状態に応じ	
		て、個別に定時巡視を行うこと。 (2) 見守り機器等から得られる睡眠状態やバイタルサイン等の情報を利用者の状態把握に活用すること。 (3) 見守り機器等の使用に起因する事業所内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例(介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった事例をいう。)(以下「ヒヤリ・ハット事例等」といいます。)の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。	
		e 「夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」に関する事項を実施すること。具体的には、実際に夜勤を行う職員に対してアンケートやヒアリング等を行い、見守り機器等の導入後における次の事項等を確認し、人員配置の検討等が行われていること。	
		(1) ストレスや体調不安等、職員の心身の負担が増えていないかどうか (2) 夜勤時間帯において、負担が過度に増えている時間帯がないがどうか	
		(3) 休憩時間及び時間外勤務等の状況 f 日々の業務の中で予め時間を定めて見守り機器等の不具合がないことを確認する等のチェックを行う仕組みを設けること。また、見守り機器等のメーカーと連携し、定期的に点検を行うこと。	
		g 見守り機器等の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周 知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定 期的に行うこと。	
		この場合の要件で変勤職員配置加算を取得する場合においては、3月以上の試行期間を設けることとします。利用者の安全及びやケアの質置 確保を前提にしつつ、試行期間中から見守り機器等活用委員会を設置し、当該委員会において、見守り機器等の使用後の人員体制とその際の 夜勤にあたる職員の負担のバランスに配慮しながら、見守り機器等の使用にあたり必要な人員体制等を検討し、安全体制及びケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で、「テクノロジー活用」に係る届出をしてください。ななとします。の変勤職員配置加算の要件を満たすこととします。 の変勤職員配置加算の要件を満たすこととします。 届出にあたり、都道府県等が当該委員会における検討状況を確認できるよう、当該委員会の議事概要を提出してください。また、介護事業所のテクノロジー活用に関して、原生労働省が行った。	
1 5 認知症行動・心理症状緊急対応		への影響に関する調査・検証等への協力に努めてください。	
加算 (1) 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に短期が、所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加	はい・いいえ・該当なし	○ 「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指します。 ○ 本加算は、医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できます ○ 次の者が、直接、短期入所生活介護の利用を開始した場合には、本加算は算定できません。 ① 病院又は診療所に入院中の者 ② 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者	平12厚告19別表8・注15 平12老企40第2・2(17)
算していますか。		中の名 ③ 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期利用共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者 	
		○ 判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録します。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録します。 ○ 本加算は、7日を限度として算定しますが、利用開始後8日目以降の短期入所生活介護の利用の継続を妨げるものではありません。	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
16 若年性認知症利用者受入加算 (1) 別に厚生労働大臣が定める基準 に適合しているものとして、方法 により、市長が定める様式による居出を行った 短期入所生活介護事業者に対 して短期入所生活介護を引行った 場合にはまるに対して短期入所生活介護を 場合には第一大百年代記知症利用者 受入加算として、1日につき 120単位を所定単位数に加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 厚生労働大臣が定める基準 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。 ○ 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、本加算は 算定できません。 ○ 担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を 行ってください。	平12厚告19別表8·注16 平27厚労告95第18号 平12老企40第2·2(18)
17 送迎加算 (1) 利用者の心身の状態、家族等の 事情等からみて送迎を行うこと が必要と認められる利用者に対 して、その居宅と短期入所生活 介護事業所との間の送迎を行う 場合は、片道につき184単位を 所定単位数に加算しています か。	はい・いいえ・該当なし	○ 送迎については、短期入所サービスの利用者に対して送迎を行う場合の加算において評価することとしており、利用者の心身の状況により短期入所サービスの事業所の送迎車を利用することができないなど特別な事情のない限り、訪問介護員等による送迎を別途訪問介護費として算定することはできません。ただし、利用者が、居宅から病院等の目的地を経由して短期入所サービスの事業所へ行く場合や、短期入所サービスの事業所へから病院等の目的地を経由して居宅へ帰る場合等、一定の条件の下に、令和3年度から訪問介護費を算定することができることとします。なお、訪問介護員等により送迎が行われる場合、当該利用者が利用している短期入所サービスの事業所の従業者が、当該利用者が利用している短期入所サービスの事業所の従業者が、当該利用者の居宅との加算を算定することはできないことに留意してください。	平12厚告19別表8・注17 「令和3年度介護報酬改 定に関するQ&A (Vol. 3) (令和3年 3月26日)」間69
18 従来型個室を利用する者の取扱 い			
(1) 次のいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介護費又は併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ単独型短期入所生活介護費(II) 又は併設型短期入所生活介護費(II) を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし		平12厚告19別表8・注18
① 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者			
② 別に厚生労働大臣が定める 基準(居室の面積が10.65 ㎡以下)に適合する従来型 個室を利用する者			
③ 著しい精神症状等により、 同室の他の利用者の心身の 状況に重大な影響を及ぼす おそれがあるとして、従来 型個室の利用の必要がある と医師が判断した者			
19 緊急短期入所受入加算 (1) 別に厚生労働大臣が定める者に 対し、短期入所生活介護を緊急 に行った場合は、緊急短期入所	はい・いいえ・該当なし	○ 厚生労働大臣が定める者 利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援 専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者	平12厚告19別表8・注19 平27厚労告94第21号
受入加算として、初日から起算 して7日(利用者の日常生活上 の世話を行う家族の疾病等やむ を得ない事情がある場合は14		○ 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、本加算は 算定できません。 ○ 緊急利用者を受け入れたときに、当該緊急利用者のみ加算できます。	平12老企40第2·2(23)
日)を限度として、1日につき 90単位を所定単位数に加算して いますか。		○ 「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他のやむを得ない理由により居宅で介護を受けられない、かつ、居宅サービス計画において当該日に短期入所の利用が計画されていない者をいいます。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で算定実績のある利用者も算定対象となります。	
		○ あらかじめ担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めていること。ただし、やむを得ない事情により、事後に介護支援専門員により当該サービス提供が必要であったと判断された場合には、加算の算定は可能です。 ○ 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録してください。また、緊急利用者に係る変更前後の居宅サービス計画を保存するなど、適正な緊急利用に努めてください。	
		○ 既に緊急利用者を受け入れているために緊急受け入れが困難な場合は、利用希望者に対し、別の事業所を紹介するなど適切な対応を行ってください。 ○ 算定対象期間は原則として7日以内とし、その間に緊急受入れ後に適	
		切な介護を受けられるための方策について、担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員と密接な連携を行い相談してください。 ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の予想を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったことなど、やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定できます。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定をするのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について十分検討してください。	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
20連続して30日を超えて短期入所生活介護を受ける場合 (1)利用者が連続して30日を超えて短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降について短期入所生活介護費を算定していませんか。	はい・いいえ・該当なし		平12厚告19別表8・注21 平18厚労告127 別表6の注16
21 長期利用者に対する減算 (1) 別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、1日につき30単位を所定単位数から減算していますか。 ※ ただし、下記「22長期利用の適正化」を算定している場合は、算定しません。	はい・いいえ・該当なし	○ 厚生労働大臣が定める利用者 連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している 場合であって、短期入所生活介護を受けている利用者 ○ 短期入所生活介護の基本サービス費については、施設入所に比べ入退 所が頻繁であり、利用者の状態が安定していないことなどから、特別養 護老人ホームへ入所した当初に施設での生活に慣れるための様々な支援 を評価する初期加算相当分を評価しています。こうしたことから、居宅 に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用し ている者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超 えた日から減算を行います。なお、同一事業所を長期間利用しているこ とについては、居宅サービス計画において確認することとなります。	平12厚告19別表8·注22 平27厚労告94第22号 平12老企40第2·2(26)
		○ 同一の指定短期入所生活介護事業所を連続30日を超えて利用している者について、それまでの間のサービス利用に係る費用を介護報酬として請求しているか否かに関わらず、連続30日を超える日以降の介護報酬請求において適用するものです。このため、例えば同一の事業所から28日間連続して短期入所生活介護の提供を受け、そのまま1日同事業所を自費で利用し、自費利用終了後再び短期入所生活介護の提供を受けることとなった場合は、自費利用終了後再び短期入所生活介護の提供を受けることとなった日の翌日(連続30日を超える日)から減算が適用されます。	「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3) (令和3年 3月26日)」問74
22 長期利用の適正化 連続して60日を超えてに の短期秩所生活介護事業所の 所生活介護事業所の 明明する短知人所生活介護情及 外のサービ。)所生活分を 合を含む期入所生活介を 対し合と短期入所生活介表 対し合と短期入所生活介表 対し合と短期入自手に 対し合と短期入所生活介表 関立の に対し合い に対した 場合を が場合を が場合を に対し に対し に対し に対し に対し に対し に対し に対し に対し に対し	はい・いいえ・該当なし	(1) 単独型短期入所生活介護費を算定すべき短期入所生活介護を行った場合利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数(一)要介護1 589単位(三)要介護2 659単位(三)要介護3 732単位(四)要介護5 802単位(五)要介護5 871単位(五)要介護5 871単位(五)要介護大態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数(一)要介護1 573単位(二)要介護2 642単位(三)要介護2 642単位(三)要介護3 715単位(四)要介護4 785単位(五)要介護5 854単位(五)要介護5 854単位(五)要介護6 854単位	平12厚告19別表8の注23
		利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数 (一)要介護1 670単位 (二)要介護2 740単位 (三)要介護3 815単位 (四)要介護4 886単位 (五)要介護5 955単位 (4)併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき短期入所生活介護を行った場合 利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数 (一)要介護1 670単位 (二)要介護2 740単位 (二)要介護2 740単位 (三)要介護3 815単位 (四)要介護4 886単位 (五)要介護5 955単位	
		○ 長期利用の適正化について短期入所生活介護における長期利用は施設と同様の利用形態となっていることから、居宅に戻ることなく自費利用を挟み同一事業所を提供する場合には、連続60日を超えた日から短期入所生活介護費を介護福祉施設サービス費と、ユニット型短期入所生活介護費を介護福祉施設サービス費と同単位数とします。 ただし、既に上記「自主点検表項目第7-21長期利用者に対する減算」の規定による長期利用者に対する減算後の単位数が、対応する介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費を下回る場合は、それ以上の単位数の減は行いません。なお、同一事業所を長期間利用していることについては、居宅サービス計画において確認することとなります。	平12老企40第2の2(27)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
国主は保護 国	はい・いいえ・該当なし	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)又は併設型介護予防短期入所生活介護費(I)を算定すべき介護予防短期入所生活介護を行った場合利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数(一)要支援1 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス費(I)の要介護1の所定単位数の100分の75に相当する単位数(二)要支援2 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス費(I)の要介護1の所定単位数の100分の93に相当する単位数(一)要支援1 加州者の要支援状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数(一)要支援1 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス費(I)の要介護1の所定単位数の100分の75に相当する単位数(二)要支援2 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス費(I)の要介護1の所定単位数の100分の93に相当する単位数(二)要支援2 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス費(I)の要介護1の所定単位数の100分の93に相当する単位数(二)要支援2 指定施設サービス等介護給付費単位数表の大護福祉施設サービス費の更介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所生活介護を行った場合利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数(一)要支援1 指定施設サービス等介護給付費単位数表のユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の所定単位数の100分の93に相当する単位数(上)要支援2 指定施設サービス等介護給付費単位数表のユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の所定単位数の100分の93に相当する単位数(上)要支援1 指定施設サービス等介護給付費単位数表の経過的ユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の所定単位数の100分の75に相当する単位数(二)要支援2 指定施設サービス等介護給付費単位数表の経過的ユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の所定単位数の100分の93に相当する単位数(二)要支援2 指定施設サービス等介護給付費単位数表の経過的ユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の所定単位数の100分の93に相当する単位数(二)要支援2 指定施設サービス等の方護1の所定単位数の100分の93に相当する単位数(三)要支援2 指定施設サービス等の介護10所定単位数の100分の93に相当する単位数(二)要支援2 指定施設サービス等の方護10所定単位数の100分の93に相当する単位数(三)要支援2 指定施設サービス費の要介護10所定単位数の100分の93に相当する単位数(三)要支援2 指定施設サービス等の方護10所定単位数表の経過的ユニット型介護福祉施設サービス費のの方法を行費単位数表の経過的ユニット型介護福祉施設サービス費の所定単位数の100分の93に相当する単位数	収拠 本下等 平18厚告27別表6の注17 平18-0317001号第2の 7 (22)
2 4 口腔連携強化加算 (介護学防・国際性) 別に原生労働のといる基準電子のといるを使用であるを使用であるを使用では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	はい・いいえ・該当なし	なお、同一事業所を長期間利用していることについては、居宅サービス計画において確認することとなります。 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 短期入所生活介護事業所の従業者が、利用者の口腔の健康状態に係る評論を行うに当たって、歯科診療報酬点数表の限分間の師又は歯科支護の判決めていること。のの当時では一定な事業である。 次のいずれにも該当しないこと。ののは一点である。 (1) 他の方に関サービス事業のに対して、当該利用者について、第軍をしている場合を除き、のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング算をしている場合を除き、同じ、とのができたいのスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング算をしている場合を除き、同じ、表表スクリーニング算をしている場合を除き、居宅療養管理指導を関すしている。のより、場所の介護・日本で、日腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると、居宅療養管理指導を算定している場合を除き、居宅療養管理指導を算定している。 (2) 当該利用者について、口腔の健康状態の評価のおに、当該利用者について、口腔連携強化加算の介護を手でして、当該利用者について、口腔連携強化加算の介護を手でして、当該利用者について、口腔連携強化加算の算にに係る観点からことと。 (3) 当該事業所以外の介護を関すについて、の評価は、利用者に対する適切がよりには、下に応利の評価と、で、原機関の対して、定義を関すに対して、定義として、下に応利を実施に対して、を要に応利を表して、下に応利を表して、に対して、に対して、に対して、対し、下に応利を表して、に対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	平12厚告19別表8のハ 平27厚労告95 第34の6号

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		(5) 口腔の健康状態の評価は、それぞれ次に掲げる確認を行ってください。ただし、ト及びチについては、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行ってください。イ 開口の状態 ロ 歯の汚れの有無 ハ 舌の汚れの有無 ニ 歯肉の腫れ、出血の有無 ホ 左右両方の奥歯のかみ合わせの状態 へ むせの有無 ト ぶくぶくうがいの状態 チ 食物のため込み、残留の有無 ト 変しのにのといるのでは、別途通知「リハビリテーション・値別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について健康状態の確認に関する基本的な考え方」(令和6年3月日本歯科医学会)等を参考にしてください。 (7) 口腔の健康状態によっては、主治医の対応を要する場合もあることから、必要に応じて介護支援専門員を通じて主治医にも情報提供等のな措置を講強化加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議等を活用し決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔の健康状態の評価を継続的に実施してください。	
25 療養食加算 (1) 次の①~③いずれの基準にも一 合しているものとして、法言に をしているものとして、方法にが をしているものとして、方法に 明本では、 のる様に対し、出せを行ったは 該基準による食事の事業のを 短期子生労働大生活介 を提供ので ので 3回を担じたとして、 第していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 厚生労働大臣が定める療養食疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食(流動食は除く)、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食。 ○ 本加算を算定する場合は、療養食の献立表が作成されている必要があります。 ○ 療養食の摂取の方法については、経口又は経管の別を問いません。 ○ 減塩食療法等について ・ 心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができますが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはなりません。 また、腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量6.0g未満の減塩食をいいます。	
① 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 ② 利用名の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及れて適切な栄養量及れての食事の提供が行われていること。 ③ 食事の提供が、利用定員、人員基準に適合しれている。 業所において行われていること。		○ 肝臓病食について 肝臓病食とは、肝症護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄疸食(胆石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄疸の場合を含む)等をいいます。 ○ 胃潰瘍食について 十二指腸潰瘍の場合も、胃潰瘍食として取り扱って差し支えありません。手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としませんが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、療養食加算が認められます。 クローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している利用者に対する低残さ食については、療養食として取り扱って差し支えありません。 ○ 貧血食の対象者となる利用者について療養食として提供される貧血食の対象となる利用者は、血中ヘモグロビン濃度が10g/dl以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者です。	
		○ 高度肥満症に対する食事療法について 高度肥満症(肥満度が十70%以上又はBMIが35以上) に対して食事療法を行う場合は、脂質異常症食に準じて取り扱うことができます。 ○ 特別な場合の検査食について 特別な場合の検査食とは、潜血食をいう他、大腸 X 線検査・大腸内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場合は、「特別な場合の検査食」として取り扱って差し支えありません。 ○ 脂質異常症食の対象となる利用者について 療養食として提供される脂質異常症食の対象となる利用者は、空腹時定常状態におけるLDL-コレステロール値が140mg/dl以上である者又は けDL-コレステロール値が40mg/dl未満若しくは血清中性脂肪値が150mg/dl以上である者です。	
26 在宅中重度者受入加算 (1) 短期入所生活介護事業所事業所 において、利用者が利用してい た訪問看護を行う訪問看護事を 行わせた場合は、1日につき右 の区分に応じ、それぞれ所定単 位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	体制加算(II)又は(IV) イ若しくは口を算定していない場合に限る)・・・421単位	平12厚告19別表8ホ 平12老企40第2・2(22)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		○ 短期入所生活介護事業所は、在宅中重度者受入加算に係る業務について訪問看護事業所と委託契約を締結し、利用者の健康上の管理等の実施に必要な費用を訪問看護事業所に支払うこととします。 ○ 健康上の管理等の実施上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は短期入所生活介護事業所が負担するものとします。なお、医薬品等が、医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求してください(「特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱について平成18年3月31日保医発第0311002号)」を参照)。	
27 認知症専門ケア加算 (1) 別に厚生労働大学を受ける基準電子情が定める基準電子情が定めるを使用、主要を対し、配合のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	はい・いいえ・該当なし (加算の種類) I・II	1 認知症専門ケア加算(I) 3単位 2 認知症専門ケア加算(I) 4単位 ○ 厚生労働大臣が定める基準 イ 認知症専門ケア加算(I) 4単位 ○ 厚生労働大臣が定める基準 イ 認知症専門ケア加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 事業所における利用者の総数のうちと、日常生活に支障を来すおぞれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」といいます。)の占める割合が2分の1以上であること。 (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとで1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 (3) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関すること。 「3 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関すること。 「3 以北東門ケア加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イの基準のいずれにも適合すること。 (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以	平12厚告19別表8へ 平27厚労告95第3の5号
		上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 (3) 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を依成し、当該計画に従い、研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 「日常生活に支障を来す恐れのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランク皿、IV又はMに該当する利用者を指します。 ② 認知症高齢者の日常生活自立度皿以上の割合が1/2以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用者延人員等(要支援者を含む)の平均で算定してください。 「認知症高齢者の日常生活自立度正以上の割合が1/2以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用者延入員等(要支援者を含む)の平均で算定してください。 「認知症高齢者の日常生活白立度正以上の計の認知症高齢者の日常生活白立度正以上の割合については、毎月間の認知症高齢者の日常生活の変です。なお、その割合については、毎月間の認知をもしし、所定の割合を下回った場合については、毎月間通所サービス通知第1の5の届出を提出してください。 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省計画課長通知)に規定(平成18年3月31日老計第 0331007号厚生労働省計画課長通知)に規定	平12老企40第2・2(24)
		する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指します。 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を連守してください。 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護内護の接等機成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」に規定する「認知症介護実践者等養成事業の実施について」に規定する「認知症介護実践者等人の護知症看護に係る適切な研修を指します。 併設事業所であって本施設と一体的に運営が行われている場合及び特別養護者人ホームの空床を利用して短期入所生活介護を行う場合の認知症専門ケア加算の算定は、本体施設である介護老人福祉施設と一体的に行うものとしてください。具体的には、本体施設の対象者の数と併設事業所の対象者の数(特別養護者人ホームの空床を利用して短期入所生活介護を行う場合にあっては、当該短期入所生活介護の対象者の数)を合算した数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が19	
28 生産性向上推進体制加算 別に厚生労働大臣が定める基 2012年21年11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11	はい・いいえ・該当なし	を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の上記に規定する研修を修了した者を配置している場合に算定可能となります。 「厚生労働大臣が定める者は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者とします。	平27厚労告94第23号の2 平12厚告19別表8ト
準に適合しているものとして、方 電子情報処理組織を使用、老健を 法によりる様式による演員、 長がた短、利用者においてにおいて活力と同じ、 日本のは 日本のは 日本のは 日本のは 日本のは 日本のは 日本のは 日本のは	(加算の種類) I・II	(2) 生産性向上推進体制加算(II) 10単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 生産性向上推進体制加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に 資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項につ いて必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認してい ること。 (i) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器 (以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者 の安全及びケアの質の確保 (ii) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (iii) 介護機器の定期的な点検	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		(iv) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 (2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。 (3) 介護機器を複数種類活用していること。 (4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及び質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。 (5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。 (5) 生産性向上推進体制加算(II)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)に適合していること。 (2) 介護機器を活用していること。 (3) 事業年度ごとに(2)及びイ(1)の取組による業務の効率化及び質の確	
		保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。 生産性向上推進体制加算の内容については、別途通知「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」(令和6年3月15日老高発0315第4号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)を参照してください。	平12老企40第2の2(25)
29 サービス提供体制強化加算 (1) 別に厚生労働大臣が定める基準 に適合しているものとして、電 子情報処理組織を使用する方法	はい・いいえ・該当なし	1 サービス提供体制強化加算(I) 22単位 2 サービス提供体制強化加算(II) 18単位 3 サービス提供体制強化加算(III) 6単位	平12厚告19別表8チ
により、市長に対る保証を行うに対し、市長に対るを持てに対るを持ては、大き事所が、入済は、大き事が、大きを入り、大きを入り、対し、大きを入り、対し、大きを、大きを、大きを、大きを、大きを、大きを、大きを、大きを、大きを、大きを	(加算の種類) I・II・II	○ 厚生労働大臣が定める基準	平27厚労告95第38号
		○ 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とします。 ○ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数とします。 ○ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。 ○ 短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員として勤務を行う職員です。	
		〇 同一の事業所において介護予防短期入所生活介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行います。	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
30 介護職員等処遇改善加算 (1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の 賃金の改善等を実施している命も のとして、電子情報処理租続を 使用する方法により、市長に対 し、老健局長が定める様式に対	はい・いいえ・該当なし (加算の種類) I ・ II ・III ・ IV	○ 介護職員等処遇改善加算について 介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知(「介護職員等処 遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提 示について」 [令和7年老発0207第5号]) を参照してください。	老企40第40第2の2(29)
し、宅健局長が定める様式による届出を行った短期入所生活介 護事業所が、利用者に対し、短 期入所生活介護を行った場合に は、当該基準に掲げる区分に従		1 介護職員等処遇改善加算(I) 上記1から29までにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位 数 2 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	平12厚告19別表8リ
い、右に掲げる単位数を所定単 位数に加算していますか。		上記 1 から29までにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数 3 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 上記1から29までにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数	
		4 介護職員等処遇改善加算(IV) 上記1から29までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数	
		【厚生労働大臣が定める基準】 1 介護職員等処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 介護職員その他の職員の賃金(退職手当除く。)の改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改	平27厚労告95第39号
		善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ア 当該指定(介護予防)短期入所生活介護事業所が仮に介護職員等 処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる 額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に	
		充てるものであること。 イ 当該指定(介護予防)短期入所生活介護事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であることと。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。	
		② 当該短期入所生活介護事業所において、①の賃金改善に関する計画 並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の 介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書 を作成し、すべての職員に周知し、市長に届け出ていること。 ③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施するこ と。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事 業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による 賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容に ついて市長に届け出ること。	
		 ④ 当該短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 ⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 ⑥ 当該短期入所生活介護事業所において労働保険料の納付が適正に行われていること。 ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 	
		ア 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 イ アの要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること。 ウ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画	
		に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。 エ ウについて、すべての介護職員に周知していること。 オ 介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一 定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けているこ	
		と。 カ オの要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周 知していること。 ③ ②の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容	
		(賃金改善に関するものを除く)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額をすべての介護職員に周知していること。 ③ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	
		⑩ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。	
		イ 当該指定短期入所生活介護事業所が、指定居宅サービス等基準 第121条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームであ る場合にあっては当該特別養護老人ホームが、併設事業所 原業第4項に規定する併設事業所をいう。)である場合にあって は併設本体施設(同条第6項に規定する併設本体施設(病院及 び診療所を除く。)をいう。)が、介護職員等処遇改善加算 (I)を届け出ていること。	
		2 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 1-①から⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 3 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	
		1-①ア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 4 介護職員等処遇改善加算(W) 1-①ア、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれ	
		にも適合すること。	